

の中等教科用は適當せるもの乏しき
書はその缺を補はんとして茲に述作し

と拙著日本歴史と同じく全篇史論体
因果の關係と明らかにも社會の大勢

より萬般の小事件に至るまで出來得べき限り相互
聯絡と有せしめ以て歴史研究者の便利を計れり。



支那歴史目録

首卷 總論

一

第一卷 第一期

第一小期 堯舜の時代

三七

第二小期 夏の時代

五一

第三小期 殷の時代

六一

第四小期 周の時代

六九

第二卷 第二期

第一小期 秦の時代

一〇九

支那歴史目録

(一)

第三卷

第三期

第三小期 前漢の時代

第三小期 後漢の時代

第四小期 三國の時代

第五小期 兩晉の時代

第六小期 南北朝及隋の時代

一二七

一五三

一七一

一八一

一九九

第一小期 唐の時代

第二小期 五季の時代

第三小期 宋の時代

二二一

二五三

二六三

第四卷

第四期

第一小期 元の時代

第二小期 明の時代

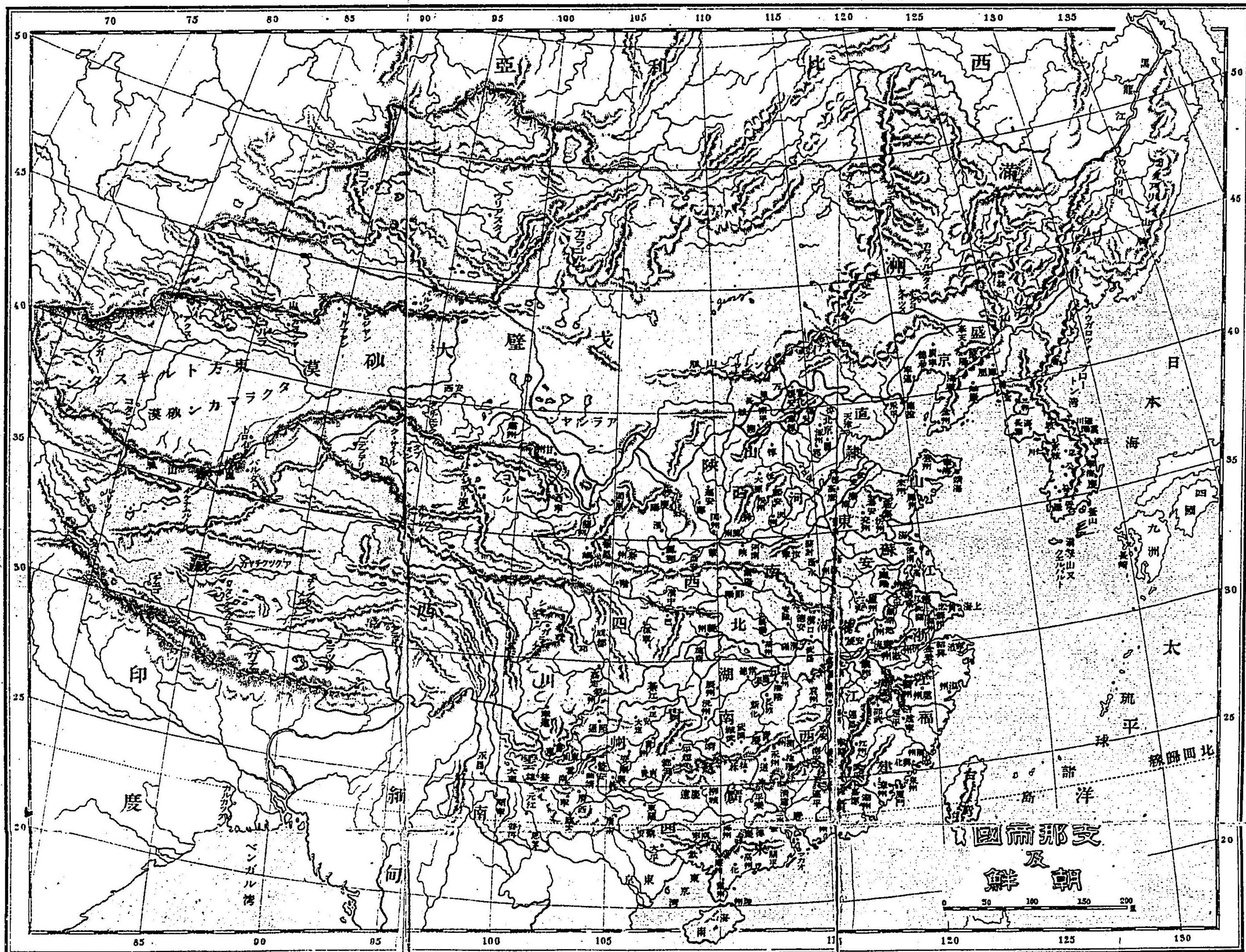
第三小期 清の時代

二九三

三〇七

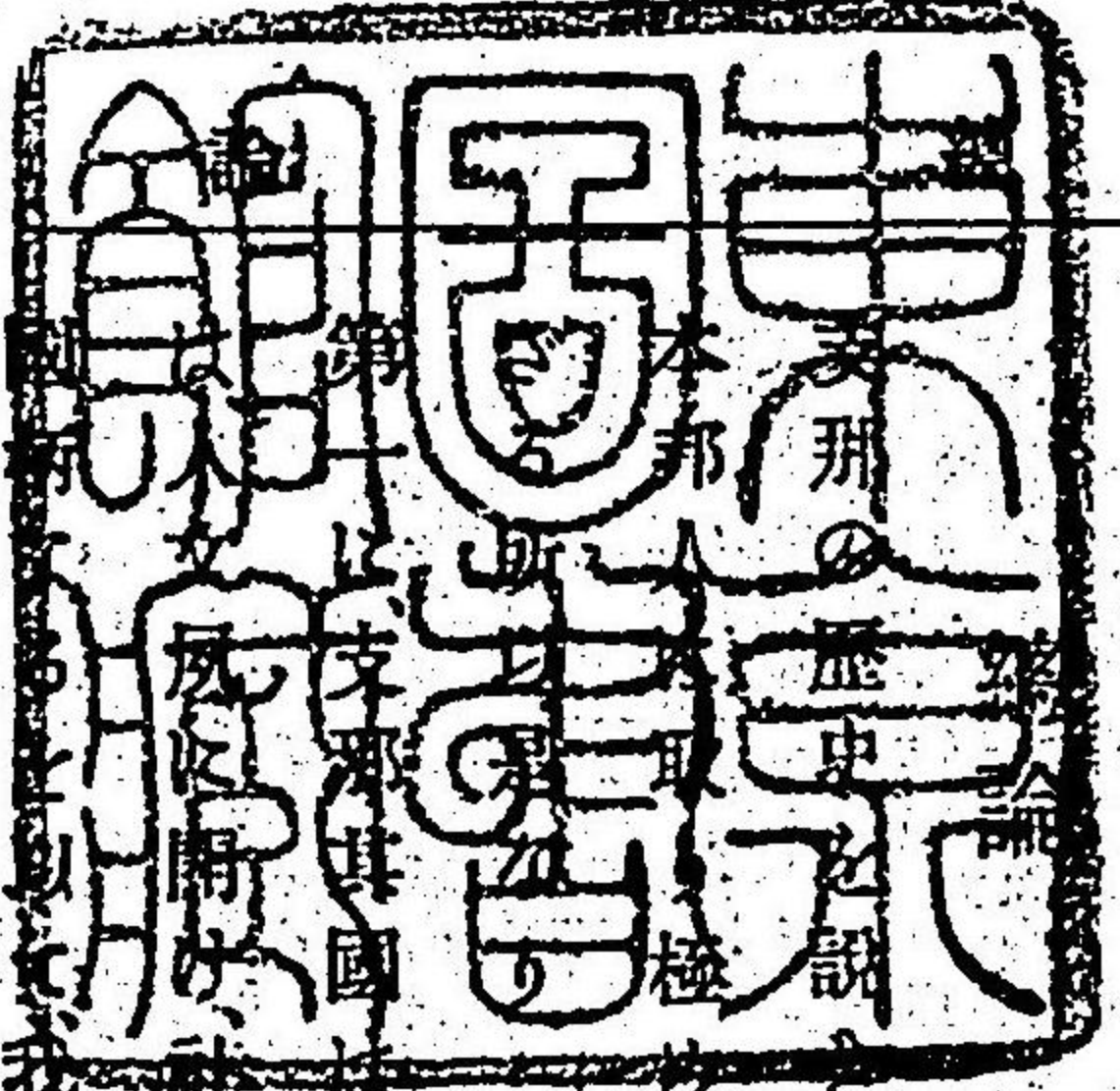
三三五

支那歷史目錄終



支那歴史首卷

前橋孝義 著



支那の歴史を論じ、本邦人の取極めて必要なる問題たるを、泰西諸國の歴史の比にあら
 ず、第一に支那其國は、日本の歴史に對し、密接なる關係を有せり、夫れ支那
 人の文化に關し、社會の体裁早く整頓し、且我國と一羣帯水を隔てたる
 我國の世態人情、支那其國の文明に因りて、鮮なからざる影響を及ぼされたる
 ことは、是れ云ふまでもなき事實にして、文字と云ひ、制度と云ひ、法律と云ひ、
 宗教と云ひ、風俗と云ひ、大抵皆その種子根柢

を禹域より藉り來りて、之を本邦に移植したるものに非ざるなし。夫れ然り、利の在る所、害亦た從ひて、其裏に伏し、我國固有の良性質、支那の爲めに感化せられて、惡き傾向を現はすに至りし場合もあらむ。即ち競争進歩の念、支那學術の爲めに妨害せられたるともあらむ。自尊誇大の氣風、支那教育の爲めに養成せられたるともあらむ。之を要するに我國開化の行路、支那文明の輸入に因りて、却りて衝遏せられたるが如き觀も或は之れあらむ。然れども野を變じて文と爲し、混亂的の社會を化して秩序的の社會と爲したりける功德は、吾人之を支那其國に感謝せざるべからざる義務を有すと謂ふべきなり。利害の論はさて措きつ、支那の文明は、兎に角我國の文明に至大なる影響を及ぼしたるに相違なし。且や古より兩國間の往來絶えず從ひて彼に起りし事變にして、我々の餘波を蒙りける例ゴしもあり、元寇の時の如し、我に起りし事變にして、彼

餘波を蒙りける例しもあり、豊公征韓の時の如し、彼我の關係決して千萬里の波濤を隔てたる西洋諸國の比に非ざると勿論なれば、本邦前時に於ける政治上の沿革と云ひ、文明上の變遷と云ひ、之を研究せむと欲するの際、支那の歴史に通曉しなば、蓋し思半ばに過ぐるものあらむとするなり。

次に今日に在りて我邦人たるもの、須らく支那の事情殊に現今の形勢如何を審らかにし、支那と云ふ國に就き、正當なる觀念を胸中に形ち造らざるべからざる所以のものあり。意ふに前日我が邦人は支那と云へば、一にも二にも非常に之を慕ひ、之を喜び、その人物におれ、制度におれ、風教におれ、萬事萬端彼を崇拜する習慣甚しく、之を今日泰西の文物世態を珍重する狀に比較するに、優るといあるも、劣るとは決して之なかりし程なるに、その反動より生じたる結果にやあらむ。現時に於ては、

西文明の風潮大平洋上に推し至ると同時に、従前とは一變して、支那を輕蔑無視すると亦た甚だしきに過ぎ、其國の狀況復た昔日の如く、停滯不動ならずして、日に月に改良の途に就きつゝあるをも顧みず、一概に之を排斥し、支那人の愚の極なり、支那社會は頑鈍の至りなりと思惟し、而して内政如何に整頓し居るやを知らざるなり、海陸軍如何に進歩し居るやを知らざるなり、學術風尚如何に變化し居るやを知らざるなり、農工商は如何交通は如何物産は如何等の問題に至りても、蓋し閑如たり、問々之を知れるものあるも、曖昧漠然に過ぎ、且は之を度外に抛擲するが如き狀あるを免れず、これ實に歎かはしき次第と謂はざるべからず、吾れ恐る本邦人の尤も寒心すべき政治上及び經濟上の大敵は、英國に非ず、米國に非ず、魯國にも非ず、佛國にも非ず、さては獨國にも非ず、他日東洋の商權を握り兼て政治上に勢力を振ひ、亞細亞諸洲をして虎視

耽々の威に畏れしめむもの、或は却りて我と土壤相接近し、今日本邦人の尤も輕蔑し、曾て齒牙にだも懸けざる所の支那其國に在らむとを、然れども今日に當り、我邦人たるもの、常に國家と云ふ觀念を抱き、發憤勵精各其業とする所を務め、活潑なる働作を以て、遠大ある目的に従事しなば、將來支那の愚か、西洋諸國に對して國光を耀かさむと、蓋し難きに非ざるべし、吾輩の支那に關する豫言中らずして、譏りを世間に得むとは、固より國家の幸福にして而して、亦た吾輩の甘受する所なり、本邦人の支那歴史を研究し、特に、今の現時の形勢如何に、着目せざる所以のもの、實に此に在りとす。

看すや、支那政府の組織を、その版圖彼の如く廣大なり、その人口彼の如く衆多なりと雖ども、之を統轄撫御する所以の仕組、整然として立ち、中央政府と地方政府と氣脈互に通じ、政令一たび出づるあれば、四方皆之

に應ず、支那帝國は決して世人の想像するが如き散漫なる結合体に非ざるなり。即ち支那政府の組織の之を大別して一内閣三部政府と爲す。三部政府とは一を支那本部政府と曰ひ、北京に吏部、禮部、戸部、兵部、刑部、工部、海軍部、總理衙門の八官廳を置き、立法行政及び外交上の事務を統理し、地方には省府州縣廳を置き、總督、巡撫、布政使、按察使、道台等の地方官吏を以て、中央政府の命令を受け、地方事務の衝に當らしむ。二を滿州部政府と曰ひ、滿洲盛京に戸、禮、兵、刑、工の五部を置き、州内の政治を統轄し、地方には府尹將軍を置き、地方の事務を管理せしむ。三を内外蒙古回部西藏政府と曰ひ、北京に理藩院と云ふ廳を置き、此部に關する一切の政務を綜べ、地方には駐劄各官及び土着の君長(即ち内外蒙古と回部に親王郡王あり、西藏には喇嘛あり)を以て、地方の事務を掌らしむ。而して以上三部をして、常に離隔の憂なく聯絡一体を爲さしめ、從ひて政務

の施行をして停滯沮格なからしむるものは、何に歸するやと云ふに、一内閣(Cabinet)の上に立ちて政治上の大權を掌握し、各地方政府の中心となるあればなり。内閣は、皇帝直轄の下に存在し、國家萬機の出づる所の源泉にして、支那本部は勿論、滿洲部にても、蒙古部にても、皆その指令を受けざるはなし、實に支那政府に於て、至高至要の地位を占むるものとす。内閣の外、一國の機務を管理するものには、參議院(Grand Council)あり、是は清の世宗雍正七年(即ち西曆千七百三十年)に創設せられたるものにて、名義上内閣の次に位せりと雖ども、當今にては政府中威權の最も盛なる者となるに至れりと云ふ。

看すや、支那の軍制を、陸軍には八旗兵あり、滿洲より清廷に從ひ、支那本部に入れる所のものにして、滿洲人、蒙古人及び漢人を以て組織し、正黃旗、鑲黃旗、正白旗、鑲白旗、正紅旗、鑲紅旗、正藍旗、鑲藍旗の八者に分れたり。

その性質たる、猶ほ羅馬帝國の「プレトリヤンガード」(Praetorian Guard)の如く、これ即ち清廷の親衛兵たり。また綠旗兵あり、漢人を以て之を編成す。支那本部及び邊境要害の場處に屯在し、外患の備禦と内亂の鎮壓とに充つる常備兵たり。右の外に勇練の二軍あり、勇兵とは國家變あるの際、一時召募の民兵を謂ふものなれども、今日は自から勇兵と云ふ一の軍隊存在せり、蓋し長髮賊の乱あるに方り、曾國藩李鴻章等この民兵を率ひて、大に效を奏したりしかば、その解散を惜み、精銳なるものを抽き、一の軍隊を組織せしめたり。練軍とは、綠旗營の中にて最も強健なるものを選択し、特別に之を訓練したるものを云ふ。以上八旗綠旗勇練軍の兵數合せて百四十有餘萬あり。而して近來は支那政府軍伍の改良を計るに怠らず、舊時の陋を脱して泰西の式に倣ひ、軍用器械悉く新たに、兵學校の教育全く歐に則れり。水軍に至りても、現時著るしき進歩を呈し

砲臺の修築、汽船鐵船の購入、カヲ用ゐる意を致すと實に盡せり。海兵凡そ一萬人、その船數九十隻、北洋艦隊、南洋艦隊、福建艦隊、廣東艦隊の四部分る。北洋艦隊實力最も大にして、鎮遠定遠の二艦その尤たり、共に噸數七千四百三十噸、馬力前者は六千、後者は六千二百、乗員は共に三百人、千八百八十一年獨國の製造に係る、其他二三千噸以上のもの八九隻あり。尙ほ長江水師と稱する一隊あり、これは揚子江邊の警備に設くる所のものにして、兵數一萬二千餘、船數七百餘あり、要するに支那の海陸軍備は、日に整理に就き強盛に赴かんとする傾向あるなり。

又看すや、支那攻學の現況を、先づ支那學術の研究には、應舉學と實學との二種あり、應舉學とは、即ち官吏登用試験に應せむ爲めの學にして、古昔よりの習慣に従ひ、四書六經の意義に通じ、兼て詩文を善くするを主とす。實學とは、經學、史學、經濟學、掌故學、輿地學等にして、人々各その好む

所、その長ずる所に従ひ、またその目的とする所に従ひ、右諸學科の中を専攻するなり、されば有志の士は、應舉學を修むる外、その學者を以て世に立むと欲するものは、經學或は史學を講じて、高尚なる哲理を究め、古今の變遷得失を談じ、又事務に當り實用の才を現さむと欲するものは、或は經濟學を講じて、歷代政治上の沿革、農工商に關する事項を明らかにし、或は掌故學を講じて、制度禮式の沿革、故事舊例の因由等を詳らかにし、或は輿地學を講じて、支那各地方天然の形勢、氣候、風俗、物産等の委曲を精査す。以上は支那自國の學術に過ぎざれども、外交締約以來は、歐洲學術の精確切實にして、之が研究の忽諸に付すべからざるを、知り、次第にその學校を設立し、人才の陶冶に従事しけるに、近年に至りては外國との關係一層頻繁にして、彼の伊犁紛議と云ひ、彼の東京戦争と云ひ、又た彼の福州砲撃と云ひ、皆悉く政府をして外人の侮るべからざるを

思ひ、益々注意と盡力とを西洋學術の振張に用ひしめたり。現今西洋學術を研究する發合には、北京に同文館あり、上海に廣方言館あり、天津に醫學校及び電信學校あり、また前節に示したる兵學校には、天津に武備學堂及び水師學堂あり、武備學堂にて教授する科目は、數學、製圖、理學、化學、地理學、史學、築城學、戰術、砲術、並に英獨語學なり。水師學堂にて教授する所は、分ちて機關航海の二科と爲す。福建にも水師學堂あり、前學堂と後學堂との二者に分れ、前學堂にては、翻譯及び運轉術を講じ、佛人之が教授たり、後學堂にては、機關學を講じ、英人之が教授たり。さてまた廣東に在る海陸師學堂は、如何と云ふに、海軍生徒は、英語を修め、機關運轉の二科に分る。陸軍生徒は、獨語を修め、馬步、砲兵、工兵の三科に分る。かくの如く今日にては、泰西文明の風潮禹域に廣がり、歐洲の語學又は専門學科等を研究するもの、日に月にその多きを加ふるに至り、支那は復た舊

來の陋學に安んずる吳下の阿蒙に非ざるなり。又た看すや、支那内地交通の狀如何を、蓋し黄河以北の地方は、河流少なく、縦令ひ之れあるも、多くは平日水淺く、又は涸乾して舟楫を通ずると能はず、加ふるに人馬往來の道路は、修繕惡しくして行歩不便を感ずると甚しきなり。されど黄河と揚子江との中間の地方は、河水脈連し舟運の便漸く大ひに、揚子江以南の地方に至りては、大河巨川至る處に龍蛇の狀を呈し、分派支流縱横に經貫奔通し、名都良邑より僻郷邊陲に至るまで、水の在らざる所なく、舟の泛ばざる所なく、貨物を運送するに於て天然の恵みに依ると至りて多く、かゝる水利の善き地方は、世界稀に見る所なりと謂ふも、亦た不可ならざるを信するなり。而して鐵道工事は、未だ十分に進まずと雖ども、太沽より蘆台に至り、蘆台より開平炭坑に至る線路は、既に竣工し、天津北京間の線路は、既に着手の運びに至り、台

灣嶋は、巡撫劉銘傳の計畫にて、鐵路の興築あり、また西曆千八百八十九年即ち光緒十五年には、北京より揚子江上の漢口港までの線路を敷設すべき勅令も發せられたりと聞く。従前にてはこの鐵道たる、或は商工者の業を奪ひ人を苦しましむるの害ありと思惟し、或は外寇來侵の際却りて敵に便を假すの患ありと思惟し、種々之に反對を試みけるものも多かりしが、元と是れ國家經濟の眞理に暗く、妄想を胸中に逞しくするに、基する所の論議たるに過ぎざれば、今日にては、文明の風潮漸く人々の迷夢を破り、鐵路延長の計畫、處々に起るに至れり。電線は如何と云ふに、現時は全國に徧布し、各省都邑達せざる所少なく、滿洲電線も出來し、福建臺灣間の海底電線も已に竣工し、また近年魯西亞と契約を締ひ、黑龍江邊に於て支那及び西比利亞電線の聯絡も、日ならずして成らむとせり。郵便の制は、政府の驛遞專ばら官文公書奏狀を集配し、その驛數

全國を通じて、凡そ八百有餘箇所あり。民庶私函の往復は、民間私立の信局と云ふものありて、廉價を以て通信の事務を爲す。

更に看すや、支那産業の有様を、北部及び中央部の地方は、人民の習俗懶惰に流るゝ傾向ありて、農工の二業さらにその發達を見ることを得ず。概して萎靡不振の状況を呈せりと雖ども、南部各省に至りては、人民の勉強力大ひにして、製作品は百般日用の器物を始めとし、各種の奢侈品に至るまで、著名なる生産に乏しからず。殊に米穀茶等の天産物は、毎歲海外に輸出する所の額實に非常なりとす。但し農工の二業は、茲に稱道すべき程のものに非ず。獨り支那人の外國に對して、誇るに足るものは、商業の一點なりとす。支那商人の財産裕厚なるは、常に世人の驚嘆する所にして、鉅萬の富を擁し、生涯を公王に比するもの。所謂陶朱猗頓の流亞ども云ふべきもの。所在少なからず。さてこの商人の種類を大別すれば、

三あり。一を字號と曰ふ、即ち我問屋商なり。二を行商と曰ふ、即ち我仲買商なり。三を舖商と曰ふ、即ち我小賣商なり。此等の商人、各自の利益及び共同の利益を講究し、之を増進し、又は之を保護するの目的を以て、相結びたる組合あり。地方組合、同業組合等、即ち是れにして、組合員の履行せざるべからざる規約條款等も、堅固に定められ、會長ありて、要務を統べ、顧問ありて、難件を處理す。而して支那商人の間に、信用の盛に行なはるゝとは、最も著しきものにして、今小賣商物品の需要あるに方、之を仲買商に通報しなば、仲買商は、直ちに之を問屋商に通報し、問屋商は、紙の文面を信じて、物貨を送致し、決して遲滯遷延等の事なく、其間會て金錢の授受を見ずして、事立ちどころに辨すべきあり。支那商の取引勘定日と云ふは、十二月五月八月の三期なり。また支那商の習慣として、物品交換の法善く行なはれ、北方の生産物を以て、南方の生産物に易し、南

方の生産物を以て、北方の生産物に易に、中間に貨幣使用の煩勞を省くものあるは、商業上の運動をして活潑ならしむるに於て、大なる便利を與ふると謂ふべきなり。要するに支那商人の敏捷なる、勤勉なる、忍耐なる、節儉なるは、西洋商人をも後へに瞠若たらしむる程なれば、支那人の移住は、其國商工者の業を奪ふものなりと云ふ議論を以て、支那人排斥の一理由となすと、ヘンリー・ジョーシ（米國の學者）其人の如きあるに至れり。蓋し支那人は、或る點より觀察しなば、或は忌むべく厭ふべきもの之あるべしと雖ども、余は以上の如き議論の世に現はるるを却てその人種の商人の資格、即ち利益攫収を以て專一の目的とする商人の資格に於て、却て全きものには非ざるやと思ふなり。

支那現時の状況に就きては、筆を茲に擱き、尙は後章を俟ちて記述する所あらむとす。

さて支那の國たる、面積殆んど亞細亞大陸三分の一を占有せり。北は亞細亞魯西亞に境し、西は亞細亞魯西亞、阿富汗、及び印度に接し、南は印度緬甸、安南及び支那海に連なり、東は太平洋、黄海及び朝鮮に隣りす。東經七十三度に起り、百三十四度に盡き、北緯十八度二十二分に起り、五十六度十六分に止まる。その版圖を尋ねれば、

支那本部 (China Proper)

面積百二十九萬七千九百九十九方哩 人口三億八千三百萬

○ 附屬の州 (Dependencies)

第一 滿州 (Manchuria)

面積二十九萬二千三百十方哩 人口千二百萬

第二 蒙古 (Mongolia)

面積百廿八萬八千方哩 人口二百萬

第三 西藏 (Tibet)

面積六十五萬千五百方哩 人口六百萬

第四 づんがりや (Dzungaria) 一名天山北路

面積十四万七千九百五十方哩 人口六十萬

第五 東土耳其斯坦 (Eastern Turkestan) 一名天山南路

面積四十三万千八百方哩 人口五十八萬

合計支那帝國の面積ハ四百七十七万九千五百五十九方哩にして、人口は四億零四百十八萬とす。而して、その人種の區別は如何と云ふに大体之を六族に分つべし。曰く漢族、曰く滿族、曰く蒙族、曰く回族、曰く西藏族、曰く江南蠻族、是れあり。

右諸族の中にて、支那歴史に最大なる關係を有するものは漢族にして、支那本部は大抵此種族の占居する所に係る。支那帝國の創建實にこの

種族に由り、支那文明の發達實にこの種族に由れり。滿族は元來滿州地方に居れるものあるが、今日にては支那本部に移住するもの多し。即ち清朝祖先の出でたる種族なり。蒙族は内外蒙古地方に居り、中世匈奴又ハ突厥の稱あり、元朝實にこの種族より出づ。回族は天山北路及び天山南路の地方に居り、一に土耳其族と云ふ、この人民一般に回教を奉せるを以て、回族の稱を得たるなり。西藏族とは印度の北部なる西藏高原に住居するものにして、江南諸蠻族とは湖南貴州の苗族、湖南兩廣の獠族、雲南の獠族等を指すなり。

帝國の首府なる北京(順天府)は、支那本部の東北隅に存在し、直隸(冀)また渤海とも曰ふ)を距ると遠からず、北の方長城に接近せり。畿輔の地方を直隸省(冀)また燕の名あり)と曰ふ直隸の南に三省あり、山東と曰ひ、(また齊の名あり)山西と曰ひ、(また晋の名あり)河南と曰ふ、(また豫の名あり)山東

省の南に兩江あり其省たる三にして、曰く江蘇省(また吳の名あり)曰く安徽省(また皖の名あり)曰く江西省(また江の名あり)是れなり。南京(江寧府)は、即ち江蘇省の中に在り、揚子江の南岸に沿へり。兩江の東南に閩浙あり、其省たる二にして、曰く福建省、曰く浙江省、是れなり。福建の東海峽を隔て、一嶋あり、之を臺灣省とす。河南省の西南に湖廣(また楚とも曰ふ)あり、其省たる二にして、曰く湖北省、曰く湖南省、是れなり。山西省の西に陝甘あり、其省たる二にして、曰く陝西省(また秦の名あり)曰く甘肅省(また隴の名あり)是れなり。陝西省の南に一省あり、四川と曰ふ(また蜀の名あり)江西省と湖南省との南に兩廣あり(また粵とも曰ふ)其省たる二にして、曰く廣東省、曰く廣西省、是れなり。四川省の南に雲貴あり、其省たる二にして、曰く雲南省(また滇の名あり)曰く貴州省(また黔の名あり)是れなり。以上十九省を支那本部とす。支那本部の東北に當りて滿州あり、

又東三省と曰ふ、盛京省、吉林省、黑龍江省、即ち是れなり。支那本部の北邊より、遙かに西北利亞に接し、廣大なる平原の地あり、其中戈壁の大沙漠(支那人之を瀚海と謂ふ)東西に蔓延して、土地を二部に分つ。其長城以外沙漠に至るまでを内蒙古と稱し、沙漠と阿爾泰山脈との中間に在るものを外蒙古と稱す。天山北路及び天山南路は、天山を以て境となし、蒙古地方の西に在り、總稱して之を西域若くは伊犁と云ふ。又新疆回疆等の名あり。四川省の西一地方あり、地球中最高の國と稱せられ、北は崑崙を隔て、西域に界し、南は喜馬拉山脈を以て印度に隣するものを西藏となす。又前藏後藏の兩部に區別せり。支那本部の地勢たる、東方海岸より西邊に至り、次第にその高きを加ふ。西方の連山は、即ち雪嶺、雲嶺、岷山等にして、崑崙山とその脈を通じ、これより東方に向ひて、北嶺及び南嶺を支出す。北嶺の中には、劔山、漢南、終南

太華、方城、桐栢等の諸山あり。南嶺の中には越城、大庾、九疑、武夷等の諸山あり。されば支那本部の此等の山脈に因りて、自から三大區劃を爲せり。第一は黄河々邊の地にして、南は北嶺を以て界をきし。第二は揚子江水邊の地にして、北嶺之を北に限り、南嶺之を南に限り。第三は廣東河々邊の地にして、北は南嶺より南は海に至る。この三大區劃の中にて、中央の部分をば、最大なるものとす。

揚子江及び黄河と云ふ二大流の中、前者は人民に利益を興ふると大なるれども、後者はその不幸なる汎濫に因りて一國に禍害を及ぼすと少からず。黄河は元と其水を黄海に注ぎしが、西曆千八百五十一年、即ち清の咸豐元年より三年間の汎濫にて、自から新たなる河道を穿ち、直隸灣に注ぐに至れり。この河最も舟航に適せず。揚子江は之に反し、河口より凡そ一千哩計りの間、舟楫の往來極めて自由なり。また大運河あり、南は

杭州より北は天津に至り、其間黄河及び揚子江を貫流す。揚子江より以南を江南運河と曰ひ、以北を江北運河と曰へり。この大運河の兩岸七百哩許りの間、平野盡く地味豊饒にして、穀物を生ずると夥し。この平野並に白河及び珠江、廣東河の水邊には、人口最も多しと云ふ。支那本部の地たる、數多の緯度を有せるに因り、その氣候も亦た種々の差別あり。南部は則ち夏至線地方にして、其平野を見れば、稻田萬頃、其山間は象、犀、猿等多し。之に反して北緯四十度の北京にては、小麥を以て主要なる穀産物とし、寒氣の甚しき、北緯五十度に在る龍動より優れりと爲す。蓋し北温帶中に於ける新舊世界の東部は、西部に比すれば、氣候極端にして、北京の氣候は紐育の氣候に類肖し、夏は暑熱熾く、如く、冬は霜雪常に銀を敷けり。三四ヶ月の間は河水凍合し、其厚さ一尺許りなるに至ると云ふ。また北部地方は空氣乾燥にして、南部及び東南部は空氣

水濕を帯べり、茶、綿、絹等の生産地は、南半部の地方を以て重なるものとす。且また石炭は十九省何れも産出せざる所なく、直隸北部の開平炭坑を最とし、雞籠臺灣漢口等の炭坑之に次ぐ。銅鐵の鑛山亦多きも人力未だ到らざるもの過半に居る。雲南の銅山には、日本の工師採掘の新法を人民に教へ居ると云ふ。

滿州の國たる、山多き土地にして、水利に富み、豊饒なり、緯度は南方歐羅巴と等しけれども、氣候は加奈陀に似たり。支那本部の人、此地方に集まるもの多く、されば滿州の南部は、事々につけ、支那本部に在る近傍の諸省に類省せり。滿州の北部は、魯西亞の勢力に接近し、魯西亞の船舶當今にては、松花江及びその深流なる嫩江を上り、齊々哈爾濱(Heilinkiang)府にまで至る。滿州人は一定の業を好まず、常に漁獵に従事するもの多く、又或は遊牧の生涯を送るものもあり。

蒙古地方は、一箇の凹盤を爲し、西北は阿爾泰連山之を限り、東南は興安嶺及び陰山の脈之を限り、或はその境内に亘る。戈壁の大沙漠は地低く、處々に岩石多き表面相交はり、稀に雜草灌木等の生ずるを見る。蒙古地方の中、甘肅の西南に横たはれる部分の地勢より言へば、西藏高原に属するものにして、實に黄河の源頭を有する所たり、その名を青海地方と云ふ。蒙古地方の夏時は短かく甚だ熱し、その冬時は長く甚だ寒し、また蒙古の東部には、支那本部の人民數多之に住し、小麥、粟、鴉片等を生ずるとに従事せり。蒙古人は常に帳幕を以て家屋に代へ、北方にては牛羊を牧し、南方にては山羊駱駝を養ひ、水草を逐ひて、處々に漂泊せり。

進んで西域地方に至れば、ツングリヤ即ち天山北路は、西方に傾斜したる山地なり、この邊、冬期は唯二箇月に彌るのみ、地味は、灌溉の利多きを以て、非常に肥沃にして、米、麥、菓實、木綿等を生ずると多し。東土耳其斯坦

即ち天山南路は、四方山を以て回らし、地勢皿の形を爲せり。其最低ある處には羅布湖あり、境内の水流皆之に會注す。この湖の周圍並に東方の地は實に戈壁沙漠と等しきも、西方に至りては塔里木河水、地面を濕らし、豐饒なる場所多く、米、麥、菓蔬、絹綿等の生産夥し。寒氣は甚しくして、年内數月の間、塔里木河の結氷を見るも、亦た夏の長く且熱せり。山の近傍を除きては、降雨稀にして、大抵の地は塵埃空中に雲を爲し、一層夏熱を甚しくせり。
更に西藏の形勢を見るに、この地方は世界に於て最も高く又最も大なる臺地にして、海面より隆起せると一萬四千呎なり。而して揚子江、印度河、ゴダワリ河 (Sutlej) 及びブラマプートラ河 (Brahmaputra) 等の大流、實にその源頭を此地に發すと云ふ。この地方一年常に空氣乾燥し、且冬寒長く甚しきが爲めに、植物の生長には、大なる妨害を與へたり。寒氣の甚

12000

しきは、彼の長さ四十哩幅二十五哩なる騰噶里湖の如き、毎歲十一月より三月に至るまで、一面に氷を結べり、國中材木なく、又地味耕作に適するもの少なし。國の重なる富と云ふべきもの、この獸畜に在り。即ち西藏牛、馬、克什米爾 (Cashmere) 山羊、及び羊是れなり。
支那の外國と貿易する港數は、現に二十有三あり。蓋しその始め道光年間、鴉片戰爭の結果に依り、廣東、廈門、福州、寧波、上海の五港を開きしが、漸次に増加して、今日に至りしなり。西曆千八百八十九年間、此國輸入の總額、一億一千零八十八万四千三百五十五兩にして、輸出の總額、九千六百九十四万七千八百三十二兩なり。輸出品物の首要ある者を茶とし、絹之に次ぐ。同年茶の輸出額は、二千八百二十五万七千三百十四兩にして、殊に英國に輸出する物品の中、茶はその三分二以上を占め、同年英國への輸出總額、六百十一万五千五百九十一磅 (一磅は四兩、二三に當る)

の中、茶は四百三十二万八千一磅なり。所謂二十三港とは、牛莊、盛京省に在り、人口六萬、天津、直隸省に在り、人口九十五萬、芝罘、山東省に在り、人口二萬九千、重慶、四川省に在り、宜昌、湖北省に在り、人口三萬四千、漢口、湖北省に在り、人口七十七萬五千、九江、江西省に在り、人口五萬三千、蕪湖、安徽省に在り、人口七萬四千、南京、江蘇省に在り、人口十五萬、鎮江、全上に在り、人口十三萬五千、上海、全上に在り、人口三十五萬五千、寧波、浙江省に在り、人口二十五萬、温州、全上に在り、人口八萬、福州、福建省に在り、人口六十三萬、淡水、臺灣省に在り、人口十萬、鷓籠、全上に在り、人口七萬、台灣、同上に在り、人口十三萬五千、打狗、全上に在り、人口十萬、廈門、福建省に在り、人口九萬六千、汕頭、廣東省に在り、人口三萬二千、廣東、全上に在り、人口百六十万、瓊州、全上に在り、人口四萬、北海、全上に在り、人口二萬五千とす。而して右諸港の中にて、貿易最も隆盛に、輸出輸入共に大なる者には、天津、上海、福

州、廈門、廣東等あり。左は西曆千八百八十九年の統計に依る。

輸入高

輸出高

總

論

天津	百四十八萬四千五百五十兩	四百〇三萬二千四百六十四兩
上海	五千九百七十七萬二千三百五十兩	四千六百六十二萬七千九百八十五兩
福州	三百〇九萬九千七百二十九兩	五百五十六萬五千三百五十九兩
廈門	六百十二萬九千六百八十八兩	四百〇七萬七千七百十五兩
廣東	九千〇九十六萬八千四百四十五兩	千六百四十一萬六千六百〇四兩

抑も支那の歴史は、堯舜より以前渺邈にして、年代事實の詳得て考ふべからず、諸書に記載する所、概ね荒唐不經の説を附會し、信を措くに足らざるものなり。堯舜時代より清朝の光緒拾七年、即ち我明治廿四年に至るまで、凡そ四千二百餘年、政体は君主專治にして、終始變せず、唯た王家の興廢常なく、我朝の萬世一系とは、大に其趣きを異にせり。三代以前は

姑らく之を措き、其後一統するもの九、秦と曰ひ、兩漢と曰ひ、晋と曰ひ、隋と曰ひ、唐と曰ひ、宋と曰ひ、元と曰ひ、明と曰ひ、清と曰ふ、偏安するもの十有二、蜀漢と曰ひ、東晋と曰ひ、宋と曰ひ、齊と曰ひ、梁と曰ひ、陳と曰ひ、後梁、後唐、後晋、後漢、後周と曰ひ、南宋と曰ふ、割據するもの三十有六、蜀漢の時には魏、吳あり、晋、宋の間には前後二趙あり、前後西三秦あり、前後南北西五涼あり、前後南北四燕あり、其他成及び夏の二國あり、北朝には始めに元魏あり、元魏後ちに分れて西魏、東魏となり、東魏は北齊に傳へ、西魏は北周に傳へたり、五代の時には十國あり、吳と曰ひ、南唐と曰ひ、西蜀、後蜀と曰ひ、南漢、北漢と曰ひ、楚と曰ひ、吳越と曰ひ、閩と曰ひ、南平と曰ふ、さてまた兩宋の時に、遼あり、夏あり、金あり、今此等數千年間に起りける、政治上の沿革と、社會文明の消長とを研究せんとするに當り、講習上の便利を計り、支那歴史を四期に大別す、但し各期又た細別あり、そは一々茲に

挙げず。

第一期は、堯舜時代に始まり、秦の一統即ち我紀元四百四十年に終る。

支那はその昔し社會自然の勢にて、封建の狀態を成し來り、歲月を積むに従ひ、諸侯の權力漸く盛んに、國君の樹立ハ、全く諸侯の同意に必要とする程に至れり、堯舜時代より三代の世を通觀しなバ、王家の威光、動もすれば地方に行なはれず、諸侯常に制を其境内に專ばらんとあるを知了せん、その結果として、終に春秋戰國の世を現出するに至り、諸侯の勢益々強大にして、狼鯁虎攫の欲を逞しうし、王迹は地を掃ひ、徒らに空名を擁するさま、之を百派流を分ち、争ひて其源を涸すに譬ふべし、秦主政起り、軍聲の臨む所、百たび擧げて百たび克ち、從を破り、衡を擅まゝにして、四海を合一するに及び、數千百年封建の迹を夷らげて、郡縣の治を布きたり、之を支那歴史の第一期とす。

第二期は、我紀元四百四十年より、唐朝の興起即ち我紀元千二百七十八年に至る。

秦朝八區を呑嚼して、一旦整然郡縣の制度を建てたりと雖ども、封建の餘風尙ほ未だ全く除かず、漢の時代には郡國相交はりて子弟親族の諸侯となり地方に勢力を振ふもの多く、魏晉に至りても亦た然り。吳楚七國の乱、八王魚肉の變等從ひて起れり。之れと同時に、北方僥悞の蠻民次第に帝國の境内に入り來り、歸する處五胡中國の騷然たるに乗じて、各國を立て王と稱し、星羅碁峙土宇を割裂したり。是れより其後天下紛々渾沌として、社會の秩序整頓せず、農工商の進歩は云ふもさらなり、人智道德日に益々汚下に趨き、頽勢容易に挽回すべからず、南北朝百數十年間の狀況是れのみ、隋氏の三統に及び、文化漸く起り、治具漸く張れりと雖ども、戰國の餘習尙ほ消えず、英雄の隙を窺ふ

もの未だ絶えず、一關主の稅政の天下をして復た四分五裂の有様に至らしめ、唐朝斯に禍乱を平定まで、燦然たる文物制度を設け、萬民全く其堵に安んじたり。之を支那歴史の第二期と爲す。

第三期は、我紀元千二百七十八年より、元朝の興起即ち我紀元千九百四十年に至る。

唐朝撥乱反正の功を奏して、至治の澤を布き、前代の弊に鑑みて力を地方割據の害を防ぐとに盡し、純然たる郡縣の組織を以て中央集權の制を立てぬ。然るに歲月を経るに従ひ、制度漸く弛み、藩鎮各強兵を擁して方隅に雄視するに至り、土地人民を私有するもの所在に多く、動もすれば王命を奉せず、陵遲して五代と爲りては世は全く軍人支配に歸し、帝王の廢立易置一に兵士の欲する所のまゝなる有様を呈したりたるの、恰かも羅馬皇帝の威光衰へ、大權衛戍の手に掌握せら

れたる時代と一般なり。宋朝に及び、巧妙なる手段を以て能く軍人の勢力を奪ひしかば、唐以後の宿弊乃ち跡を絶ちたり。されど内憂己みて外患日に迫り之を初めにしては、遼人の來侵あり、次には金人の入寇あり、宋の國勢次第に縮まり、元の蒙古地方より起り天下を席卷するに至り、江南半壁の天地終に全きを得ず、趙氏一塊の肉、空しく魚腹に委せられたり、之を支那歴史の第三期とす。

第四期は、我紀元千九百四十年より現時に至る。

支那本部以外の人種にして、全く漢人種を征服し、支那帝國を支配するに至りしものは、元朝を以て始めと爲す。蓋し是より先き、蒙族又は滿族等にして本部内に據り、一時盛大なる勢力を振ひ帝王の號を稱せしものも鮮からず、彼の元魏の如き、北齊北周の如き、又彼の後唐後晋の如き、皆然りと爲すと雖ども、何れも帝國の一部分に君臨せしもの

みにて四海を統一するまでには至らざりしなり。元朝宋を亡ぼしより、百年許りを経て明朝之に代り、人民復た漢主を戴くと二百數十年、然れども其間亦た往々北方人種侵入の爲めに苦しめられ、國力漸く屈し、愛親覺羅氏遼左より起り、兵食強富四隣を蠶食するに及び、漢人種の天下遂に亡びたり。而して此際歐洲人との交通次第に開け、伊太利人「マルコ・ポロ」(Marco Polo)が、忽必烈時代此國に到りしを始めとして、明の時代には佛蘭西、西班牙、葡萄牙、和蘭の國人等、足跡漸く沿海の地方に多く、主として通商貿易に従事し、終に今日の如く歐米人の往來頻繁なるに至れり。これ第四期の、前時代に比して、最も注目すべき差異の點なりとす。

支那歴史第一卷

第一期

第一小期 堯舜の時代

支那の歴史は陶虞より以前、歴史上の記載不完全にして誕妄の説多く、其人物年時の如き尤も信用し難きと、既に前章にも之を述べたり。三皇五帝の名稱は周禮に防りたれど、或は天皇、地皇、人皇を以て、三皇を爲すものあり、或は伏羲、神農、黃帝を以て、之に充るものあり、或は伏羲、神農、黃帝、堯舜を以て、五帝と爲すものあり、或は少昊、顓頊、高辛、堯舜を以て、之に充るものあり、説者紛々今何くに適從せん。而して史家往々記して曰く、兄弟各一萬八千歳なりと、また録して曰く、人身牛首ありと、これ以て眞誠ある事實と爲すことを得べきか。されど之を社會進歩の原理に考へ

之を各國歴史の例証に參し、舊史の信すべき部分は之を取り、以て支那上世の有様を説明せんとしなば、曖昧模糊の裏より一線の光を索出すると、蓋し難きに非ざるべしと思はる。

抑も當時に所謂支那帝國は、今日の支那帝國とは大にその境界を異にし、今日にては、全亞細亞の三分一を包有せる所の大國なるも、當時に在りては、黃河の南北より江水の沿邊に至り、西は涓洛二水を以て、限りと爲せるものに過ぎずとす。この河江の中間、並にその近傍の地方は、北緯三十度より四十度に至り、氣候概して温和中正、恰かも人体に適し、百穀の發生に宜しく、六畜の繁殖を助くる所なるを以て、この邊に住居したる人民は、夙に社會の組織を成し、文明の生活に向ひたり。即ち彼の漢人種と云へる一族、この沃野を占有し、漸く大なる團結を作り、政府の体裁を創めたるにぞある。蓋し人口増加の割合は、無限の速力を以て

進めども、食物増加の割合は、決して之れと併行すると能はず、況んや古代人智の未だ開けざる、耕耨生産の術を改良して、土地の利を盡くすとを知らず、人口次第に繁殖して、食物次第に缺乏を告るに至るは、是れ自然の勢なれば、瘠土薄地には、多數の人民集合して、社會を構成するを得ず、日々生存の競争に是れ忙がはしく、或は水草を逐ひて住處を轉せざるべからざるの必要もあり、或は腕力を籍りて食物の掠奪に従事せざるべからざるの必要もあるあり、されば氣候宜しきを得、地味も豊饒にして、人々生活に困難を感ずると少なき場處に於てのみ、多數人民一定の居住を管なみ、互に安穩の歲月を送り、社會の体裁を作るとを得べきものとす。印度河邊、タイグリス、ユウフラチス河邊、及び尼羅河邊に於る、世界文明の嚆矢を見たるも、實にこの理由に外ならず、而して支那上古社會の文明、即ち江河邊の文明は、右三河邊の文明に比し、その年代

の舊きと決して譲る所なるべし。さて支那古代に於ける建國の狀を察するに、君主政体には相違なしといへども、社會原始の常勢として、日本にまれ、西洋諸國にまれ、いづれの社會にも見得る所の例しあるが、支那其國に於ても、當時數多の諸侯方隅に割據し、威を地方に振ひ、世襲の習慣行はれ、分裂の傾向存在するものありて、王家の權力この封建制度の爲めに鮮きからざる妨害を蒙ひりたり。思ふに或る酋長、部下を將ゐて他族の所有を奪ふとあれば、單純なる恩賞の方法として、土地を頒與するに至るは、世の常にして、また一旦征服したる種族も、その便宜に應じ、舊來の酋長を其據へ置くとあり、かくして封建の制度、次第にその萌芽を發するに至るものとす。又この制度たる、古代人智淺短にして、政府の組織を完美ならしむると能はず、中央と地方との關係を鞏固にするが如き、仕組を設けると能はず。

る世の中には、君主がその國內の人民を支配するに於て、極めて便利にして、且煩勞を省く所のものたるなり。然るに當時支那の社會に於ては、この諸侯の勢力何れも至大にして、互に吞噬攘奪を逞しうし、中央の權威之が爲めに縮まり、或は王家の更迭を見るに至ると、往々にして之れあり。固より草昧亂離の社會にしあれば、上下の分別も明らかならず、倫理の教も立たず、弱肉強食の狀は是れ免かるべからざる傾向なり。持に英武なる君主の出づるあれば、諸侯皆懾れ、首を俛して之に服事するも、一旦駕御其道を失ふれば、則ち天下直ちに禽奔獸逸せんとす。共工氏の女媧氏に於ける、蚩尤の黃帝に於ける、亦た以て諸侯の颯強にして制し難かりしを知るに足らむ。かく支那の社會は、その古へ諸侯の勢力強大にして、互に相鬪々と甚しく、又王權に妨害を與ふると夥しく、之に加ふるに支那は元來異種異族

の數多集合せる國にして、殊に大陸と地續きあれば、他人種の侵來を防ぐべき障礙に乏しく、競爭常に極めて激烈なり、競爭激烈なれば、從ひて人智の發達も、社會の改良も、速なるべきに相違なし。されば、こゝ陶虞以前に於ても、この國には既に諸般の發明あり、各種の進歩等も之ありたることを、これと思はる。即ち神明の徳に通じ、萬物の情を類せる八卦あり、象形假借、指事、會意、轉註、諧聲に因りて制せられたる文字あり、嫁娶の禮備なはりて人倫の基立ち、耒耜の用行なはれて農事茲に興り、藥石治病の術も始まり、市廛貿易の業も開け、舟車通して人を益し、曆法生じて民を利す、星官の書あり、渾天儀あり、隸首と云ふ人算數を作り、伶倫と云ふ人律呂を製す、衣冠には玄衣黃裳冕旒あり、貨賄には珠玉黃金刀布の五幣あり、行政區畫も略成り、田井鄰朋の分別も略明白なり。蓋し堯舜以前に於て、文明の進歩最も著るしく、又王權の擴張最も大なりし時は、黃帝の

111 yet

治世なるが如し、史家之を贊して曰く、帝順天地之紀、幽明之占、死生之說、存亡之難、時播百穀、草木淳化、鳥獸蟲蛾、勞羅日月、星辰水波、土石金玉、勞勩心力、耳目節用水火財物、由是民不習僞、官不懷私、市不預價、城郭不閉、見利不爭、風雨時若、人無天札、物無疵癘、虎豹不妄噬、鸞鳥不妄搏、裔夷之人罔不來享、有草生于庭、倭人入則指之、名曰屈軼、鳳凰巢于阿閣、麒麟遊於苑囿焉。

堯舜以前に於ける事情は、大畧此の如しと想察せらる。これより堯舜二帝の治世を説述せむ。

帝堯陶唐氏の即位は、我神武紀元前千七百有餘年に在り。この時や地方諸侯の權力、數百年の因襲にて、益熾盛なる有様に至り、堯の如きは、前帝の荒淫度なく、善政を脩めざるより、諸侯の爲めに擁立せられたる次第なれば、之が上たるもの、事々物々に意を注ぎ、思を凝し、務めて諸侯の

歡心を失なはず、人民の輿望を離さざらむとに汲々たるに非ざれば、一日も其地位を保つと能はざるべし。堯と云ふ其人は、孔孟之を尊びて、聖の極智の至りなりと爲すと雖ども、世の進歩未だ十分ならざる時代に於て、かゝる完全なる人物の出づべき謂はれなし、畢竟後世の學者、其議論をして、社會の信用を博せしめんが爲めに、大聖至智の人物を構造し、以て自説を廣むる一方便と爲したるものに相違なからむ。さりながらその人物は、正に存在したると疑なく、又他の常倫に傑出したるものなるとも、疑を容れずとす。何んとなれば當時社會の狀況は、在上の君主を驅りて、善良なる方向に進ましむるものあればなり。是を以て堯は質素と勉強とを以て天下を率ひ、天子たるの資格に於て缺點なからむことに盡力したり、されり富而不驕、貴而不舒、黃收純衣、形車白馬、茅茨不剪、椽桷不剉、素題不枿、大路不畫、越席不緣、大羹不和、荼食不糝、藜藿之羹、飯於

土簋、飲於土釶、金銀珠玉不飾、錦繡文綺不展、奇怪異物不視、玩好之器不寶、淫佚之樂不聽、宮垣室屋不堊色、布衣掩形、鹿裘禦寒、衣履不敝、帶不更爲也。の如きは、以てその節儉にして、自家の奉養至りて質素なりしとを知るに足らむ。又た存心於天下、加志於窮民、一民饑曰我饑之也、一民寒曰我寒之也、一民有罪曰我陷之也、百姓戴之如日月、親之如父母の如きは、以てその人民に對する注意、到らざる所なく、勉強して政治に従ひしとを知るに足らむ。かく堯帝は質素と勉強とを主とし、以て天下に望みたるが故に、當時の人民皆悦服し、諸侯亦た皆不平なく之を戴けり、殊に堯の事業中尤も著るしきものは、曆法の制定にして、羲和に命して之を作らしめ、日行一周天の期を測り、三百六十六日(精密に之を云へば、三百六十六日、四分日の一なり。)と爲し、月行十二回を以て一年と爲し、閏月を置き以て四時を正す。又羲仲に命して、嵎夷に宅らしめ、義叔に命して南交に宅らしめ、和仲に命して西極

に宅らしめ、和叔に命じて朔方に宅らしめ、右の曆法に基づき人時を授け、兼て推歩の差へるや否を考驗せしめたり。堯の治世間は天下誠に治平無事にして、王命も善く行なわれたりと雖ども、諸侯の勢力の到底之を抑壓すべからず。六十有一載洪水汎濫大に天下の災を爲したる時、堯は固よりその不可なるを知れども、四岳及び群后の要求に應じ、枉げて鯀と云ふ不才子を擧用せざるを得ざるに至り、またその帝位を譲らむとしたる時にも、專断にて決するに能はず、諸侯の意見を諮詢して、然る後始めて舜を相續者と定むるに至れり。堯の在位九十八年にして崩せられぬ。

帝舜有虞氏の即位は、我神武紀元前千六百有餘年に在り。然るに諸侯臣民の勢力例の如く強盛なる時代に於ければ、堯の崩後舜直ちに帝位に上ると能はず、先づ天下人心の歸向する所如何を稽へざるべからず。是

を以て舜三年の喪畢りたる後、堯の子の爲めに、南河の南に避けたりしに、天下の諸侯朝覲するもの、堯の子に之らずして舜に之き、訟獄するもの、堯の子に之かずして舜に之き、謳歌するもの、堯の子を謳歌せずして舜を謳歌せしかば、舜遂に天子の位を踐めり。舜も亦た明主にして、堯と併稱せらるゝに足る。その視聽を廣開し、賢人を求めて以て輔翼と爲し、誹謗の木を立て、旌を設け、鼓を陳して、以て直言の道を通したるが如き、專ばら人心を收攬するに、汲々たりしを知るべし。殊に必要なるは、天子諸侯の關係を定むると、並に天下の制度典禮をして、區々別々の差からしむと等に在るを以て、舜は大に意を此點に注ぎたるが如し。さればその位に即くや、東に巡守して岱宗に至り、南に巡守して南岳に至り、西に巡守して西岳に至り、北に巡守して北岳に至り、群后を會同して、時月を協へ、日を正しくし、律度量衡を同一にし、吉凶軍賞嘉の五禮を修め、

又た五載の内、天子は一たび巡守し、群后は四たび朝覲するの制を定め、諸侯の治績に従ひて、車服等を賜ひ、その功を旌異するの典を設けられぬ。人民の智識漸く進歩するに従ひ、天下漸く多事となるは、是れ自然の勢なり。されば舜の時頃には世間徃々大奸惡の人を出し、社會其害に苦しみけるとあり、共工の如き、驩兜の如き、三苗の如き、鯀の如き、即ち是れなり。是に於てか、典刑を定むるの必要起る。人を罪するには、五種の刑を用ひ、墨と曰ひ、劓と曰ひ、剕と曰ひ、宮と曰ひ、大辟と曰ふ。五刑に入るべきものにて、情の憐むべく法の疑ふべきとある際には、之を流刑に處して五刑に易ふ。以上の重罪に對する刑なり。輕罪には鞭朴の二刑を用ひ、鞭は官府の刑にして、朴は學校の刑たり。若し夫れ罪の極めて輕きものに至りては、罰金を課するに止むるとあり。過誤不幸に出づる罪人は、一切之

を放免するも再犯以上の罪人は、宥恕若くは矜刑を用ゐざるものとす。かゝる刑法の出づるを見るは、畢竟人心漸く機智に富み、奸惡の所行を爲すもの増加し、太古淳樸の俗とは大差あるに至りしを以てなれば、従ひて亦政府の組織も以前の如く簡易單純なるものにては、不可なるを免れず。當時禹は司空と爲りて百官を總理し、稷は后稷となりて人民に稼穡を教へ、契は司徒と爲りて五教を天下に敷き、皋陶は士と爲りて五刑を明らかにし、垂は共工と爲りて、百工の監督を爲し、益は虞と爲りて山林沼澤を治め、伯夷は秩宗と爲りて禮式の事務に當り、夔は典樂と爲り龍は納言と爲り、官吏分業の制稍備はるに至りしは、社會の必要自から之をして、然らしめたるものならむ。要するに舜の時は、賢才を上に出し、羅し、八元八愷の如き人物を登用し、恩威兼ね行なはれ、政治善く脩まりしかば、封建諸侯の勢力を壓倒したるとは爲し得ざりしにもせよ、中央

の王權漸く發達し、境土も亦た大に開け、今日の支那本部は大抵舜の徳を戴き、尙ほ以外の諸國も風を慕ふて歸服を表するものあるに至れり、亦た盛んなりと謂ふべきあり。

第一期

第二小期 夏の時代

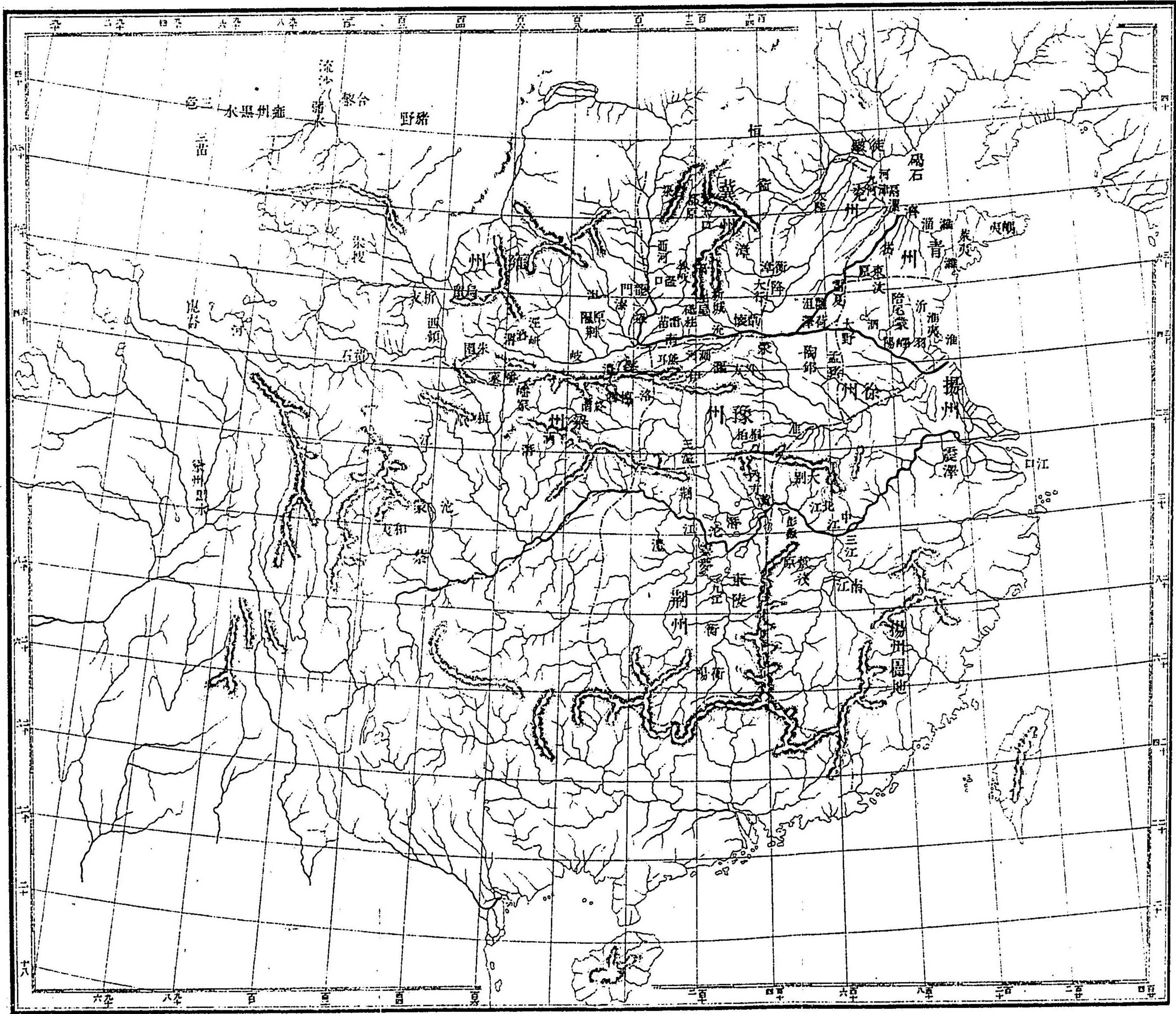
神武紀元前千五百六十四年ヨリ千五百七十二年ニ至ル

堯と云ひ、舜と云ひ、固より社會自然の大勢に背馳して、純然たる中央集權の政治を施行するに能はざるにもせよ、諸侯の勢力をバ或る程度まで抑壓して、王權を擴張せんとに従事したりしあり、但し夏の禹王に至るまでは、彼の日耳曼國に行なはれたりと云ふ、撰舉王國の体裁を爲し居れり、即ち帝王たるもの、一己の意思にてその繼嗣を決定するに能はず、またその繼嗣たるものも、天下の歸向する所を察して、然る後進退せざるべからずと云ふ有様に、幾甸の地は非常に狭く、王權大に制限せられて、セイヌ及び「ロアル」兩河邊の小領土を所有せる佛國「カベシヤン」王統と「ノルマンデー」「バルガンデー」「ブリタニー」及び「フランダー」「シヤンパン」等の大諸侯との關係と一般なり、されば禹の王位に即かむとす

る時に當りても、亦た舜の先例に倣ひ三年の喪畢りたる後、舜の子の爲めに陽城に避けしに、天下の諸侯人民之に従ふと、堯崩するの後堯の子に従はずして、舜に従ひたるが如くなりしかば、禹は斷然天子の位を踐めり。然るに禹王より以後は、世襲王國と云ふ体裁斯に成り、子啓位を継ぎ、數百年間世々の系統天子となり、諸侯之を奉ずるに至れり。

意ふに禹王は、未だ天子とならざるに於ても、非常なる功績を奏し天下をしてその恩に感せしめたり。何ぞや。堯の時に方り、洪水横流し中國に汎濫たり、蛇龍之に居り、民定まる所なく、下ある者の巢を爲り、上なる者は營窟を爲る、五穀の實らず、百獸人に逼る。禹や、その際舜の爲めに拔擢せられて、水土掛と爲り、身を勞し思を焦し、外に居ると十三歳、家の門を過ぐれども曾て入らず、陸行に車に乗り、水行に船に乗り、泥行に櫓に乗り、山行に櫟に乗り、勤勞實に至れり盡せりと謂ふべし。

禹貢九州圖



夏 時 の 代

(三五)

の結果終に見はれ、江水、河水を始めとして、弱水、黑水、漢水、沅水、淮水、濟水、洛水等の諸流、悉くその道に従ひ、水害全く除き、庶民其居に安んじ、田地播種すべきに至れり。而してまた、揚、荆、豫、青、雍、幽、冀、梁、九洲の境界を定め、その土の厚薄に應じて、九等（上、上中、上上、中、中下、下上、下中、下下）貢賦の制を爲り、伺候綏要、荒五服の區別を立てたるが如き、皆是れ禹が當時の天子を助けて、百姓の便利を計り、政治上の改良を成したる所以のものにして、其功績實に偉大ありと謂ふべし。天下の民豈に其徳を戴かざるものあらむや。またその位に即くや、鐘、鼓、磬、鐸、招を懸けて、四方の士を待ち、教寡人以道者、擊鼓、諭以義者、擊鐘、告以事者、振鐸、語以憂者、擊磬、有訟獄者、搖招。と曰ひしが如き、一饋にして十たひ起ち、一沐にして三たひ髪を握り、以て天下を勞らひしが如き、出でる一の罪人を見、車より下り、問ひて之に泣き、堯舜之人、皆以堯舜之心爲心、寡人爲君、百姓各自以其心爲心、是以痛之。と曰

支那歴史

ひしが如き、皆以てその衆庶の福利に汲々とし、意を用ゆると親切懇到なりしを知るに足らむ。且その節儉は有名なる事實にして、禹吾無間然矣。非飲食而致孝乎鬼神、惡衣服而致美乎黻黻、卑宮室而盡力乎溝洫、禹吾無間然矣。と曰ひける。孔子の贊辭も、決してその當を失なへるものにはあらず。天下の民豈その政治に服せざるものあらんや。況んや支那は、同等の種族相集まり、競争至りて激しき社會なるに因り、徳衰へ力盡るときは、顛覆の禍忽ち到る。是を以て、之が天子たるもの不安心言ふ斗りあぐろの不安心なるよりして、種々救済の方略を運らす。が中に、道德主義を養成したるが如きは、利己主義を壓倒すべき一良策に相違なきあり。されば堯舜時代より漸くこの道德主義を奨励して、人民各自の競争心を滅ぼさんとを務めたりし結果として、禹の時に至りては、諸侯を始め人民一体に、他を凌ぎ上を窺ふの念慮を滅じ、臣下の服

夏

時代の

從次第に鞏固となれり。塗山の會合に、玉帛を執るもの萬國あるに至りしが如きは、以て王權の漸く隆盛に向はんとする徵候なると見るべきなり。是を以て禹王の崩後、天下復た心を他に寄するものなく、支那は遂に世襲國王となりぬ。

夏は姒姓虞の禪りを受く。禹夏の地より起る。因て夏の國號あり。凡そ十七世四百五十八年なり。その帝系を叙すれば、左の如し。

- (一) 大禹、鯀の子 在位二十七年 安邑に都す
- (二) 帝啓、禹の子 在位 九年
- (三) 太康、啓の子 在位二十九年
- (四) 仲康、太康の弟 在位 十三年
- (五) 帝相、仲康の子 在位二十八年 商邱に都す
- (六) 少康、帝相の子 在位二十二年 安邑に還る

- (七) 帝杼 少康の子 在位 十七年
- (八) 帝槐 杼の子 在位 二十六年
- (九) 帝芒 槐の子 在位 十八年
- (十) 帝泄 芒の子 在位 十六年
- (十一) 帝不降 泄の子 在位 五十九年
- (十二) 帝扃 不降の弟 在位 二十一年
- (十三) 帝廑 扃の子 在位 二十一年
- (十四) 帝孔甲 不降の子 在位 三十一年
- (十五) 帝皐 孔甲の子 在位 十一年
- (十六) 帝發 皐の子 在位 十三年
- (十七) 履癸 發の子 在位 五十二年

夏は之を創始せし帝王能くその徳を以て天下を服せしめたるのみ也

らず亦た能く嚴重なる政略を執り、少しく不法を行なふものあれば、決して之を假さず、恩威並び施こし、以て諸侯の跋扈を制したり。禹が後れて至るの防風氏を戮し、啓が無道にして民を虐せる有扈氏を甘に攻めたるが如き、即ちその實例なりとす。されば從來放恣にして、動もすれば政府に不平を唱へ、容喙已まず、帝王の廢立に干渉を試みたりし諸侯も、その恩に懐き、その威に畏れ、羽翼を歛め、氣息を屏け、海内肅然たり。是を以て啓崩じたる後、太康の荒逸にして、國事を恤へざるありしと雖とも、天下少しくも動搖せず、諸侯の起つて革命を計るが如きとばかりも。但し諸侯の愛漸く減じて、禍蕭牆の内に起り、帝相の時には宰相后羿政權を專ばらし、王を逐ひ自立し、尋てその嬖臣寒浞、羿を殺して之に代り、遂に諸侯斟灌、斟鄩氏を滅ぼし、帝相を弑するに至れり。然るに禹及び啓の餘澤尙ほ盡きず、帝相の子少康、一成の田一旅の衆を基礎とな

し舊臣靡と諸侯との助けに依り、兵を擧げて克く元凶を殄ち、舊物を失
 ないざるを致せり、之を中興の君と爲す。是より帝孔甲に至るまで、上に暴
 君亦く、下に怨民なし。帝孔甲の時には、淫乱にして徳を脩むるを務め
 ず、諸侯多く叛きしかども、是れ亦た王統の變更を促がすまでに至らざ
 りき。其後帝皐帝發を経て帝履癸の世と爲りては、尤も無道なる人主上
 に立ち、暴戾なり、頑狼なり、貪虐荒淫なり、武力を以て人民を傷害し、佞者
 の言に従ひ、妖婦の讒を用ゆ。瓊宮瑤臺以て百姓の財力を殫し、酒池肉林
 以て百姓の膏血を絞る。(此等唯だ一の誇張句に過ぎざれば、讀者その心してよ。)妄りに有施氏を伐
 ち、恣まゝに有緡氏を攻め、殺戮を好み、奢侈と極む。關龍逢の諫を怒りて
 之を殺し、般湯の歎息を聞て之を囚ふ。さなきだに大禹及び帝啓の徳澤
 人心を固結する所以のもの、漸く薄らぎ、帝孔甲より以來、諸侯離叛する
 もの、其數を加ふるに至りし次第なるに、今やかふる無道至極の人主、上

に立つあり、諸侯豈に恬然として、之を戴くことを肯んせんや、當時成湯諸
 侯の中にて、尤も徳望高き人あるに因り、天下之を推して盟主と爲し、桀
 を討ず、桀敗れしかば、之を南巢に放ちたり。時に我神武紀元前千百七年
 あり。

第一期

第三小期 殷の時代

神武紀元前千四百六十六年より至る

成湯は蓋し度量宏潤功を速成に歸せず機會の熟するを俟て始めて動くの人なり。來る者は拒まず、去る者は追はず、と云ふ主義を奉せる人なり。會て出で、人の四面に網を張りて、之を祝するものあるを見たりし時、其三面を解き、欲左者左、欲右者右、欲高者高、欲下者下、不用命者入吾網。と曰ひたりとの如きは、善く成湯の人となりを表出せる、歴史家の記載なりとす。是を以て、葛伯祀らずして然る後湯征起り、昆吾氏暴乱にして然る後師を興し、諸侯の請求已ますして然る後桀と鳴條に戦へり。桀敗れたる後、湯は退きて諸侯の位に即き、天下非一家之有也、惟有道者可以處之、可以治之。と曰ひ、三たび讓りしかども、諸侯皆湯を推して聽かざるに因り、然る後立て天子と爲れり。さればその位も堅固にして、人心の歸

服するとも亦た大なりしが、即位の後も成湯は務めて政治の改良を計り、伊尹仲虺の如き賢人を二相と爲し、官制を革ため、(史に稱す、湯問、尹曰、古者所以立三公九卿大夫列士者何也、尹對曰、三公者通於天道者也、九卿者通於地理者也、大夫者通於人事者也、列士者明於法度者也、三公所以參五事、九卿所以參三公、大夫所以參九卿、列士所以參大夫、是謂事宗、々々不失、内外若一、是謂大順也、)と思ふにこの古者とは夏の時代を指すならむ、而して成湯は前代の制を參酌して、官制を定めたるならむ、(寛仁以て民を撫育したりしかば、その餘澤に因り、子孫相繼で、王位を占有するを得たりしなり、然れども支那は到底封建社會あれば、諸侯の勢力時に中央の王權と相撞着するを免れず、之が主たるもの少しく失徳あれば、天下の諸侯忽ち離叛するに至ると、徃々にして之あるを見るなり、) 尚は子姓、夏を滅ぼして之に代る、其先契と云ふ人、唐虞に事へて功あり、

殷の時代の (三六)

- (一) 成湯 主癸の子 在侯位十七年 王位十三年 亳に都す
- (二) 太甲 湯の嫡孫 太丁の子 在位三十五年
- (三) 沃丁 太甲の子 在位二十九年
- (四) 太庚 沃丁の弟 在位二十五年
- (五) 小甲 太庚の子 在位十九年
- (六) 雍巳 小甲の弟 在位十二年
- (七) 太戊 雍巳の弟 在位七十五年
- (八) 仲丁 太戊の子 在位十三年 都を囂に遷す
- (九) 外壬 仲丁の弟 在位十五年
- (十) 河亶甲 外壬の弟 在位九年 都を相に遷す

商の地に封せられしかば、商の國號是より起る、盤庚より以後は、また殷と號す、凡そ二十八世六百四十四年なり、その帝系を叙すれば、左の如し、

支那歴史

(一) 祖乙	(二) 祖辛	(三) 祖甲	(四) 祖丁	(五) 南庚	(六) 陽甲	(七) 盤庚	(八) 小辛	(九) 小乙	(十) 武丁	(十一) 祖庚	(十二) 祖甲
河囿甲の子	祖乙の子	祖辛の弟	祖辛の子	沃甲の子	祖丁の子	陽甲の弟	盤庚の弟	小辛の子	小乙の子	武丁の子	祖庚の弟
在位 十九年	在位 十六年	在位 二十五年	在位 三十二年	在位 二十五年	在位 七年	在位 二十八年	在位 二十一年	在位 二十八年	在位 五十九年	在位 七年	在位 三十三年
都を耿に遷す						都を亳に遷す					

殷の時代の

(一) 廩辛	(二) 祖甲	(三) 祖丁	(四) 武乙	(五) 太丁	(六) 帝乙	(七) 紂辛
祖甲の子	祖甲の次子	庚丁の子	武乙の子	太丁の子	帝乙の子	帝乙の子
在位 六年	在位 二十三年	在位 四年	在位 七年	在位 三十七年	在位 三十三年	

成湯の徳望は諸侯臣民の歸服を得て、遂に商の天下を開きたり。然れども中央の王權、兎角に薄弱なるは、支那政府の性質の然らしむる所なれば、君主上に怠たるときは、則ち國勢危きに至るを免かれずとす。されば成湯の後、四五代を経て彼の雍己の時の如き、河囿甲の時の如き、陽甲の時の如き、また彼の小辛の時の如き、何を無道の王と云ふ程にはあらずりしも、綱紀少しく紊れたるより、地方の諸侯各その意を恣まゝにし、殷

室を侮どり來朝せざるに至れり。この際幸にして、太戊(宗として中)と云ひ、祖乙と云ひ、盤庚と云ひ、さては武丁(宗として高)と云ひ、善良なる君主の出づるあり、之を輔くるに、伊陟、巫咸、臣扈、太戊の時、巫賢、祖乙の時、甘盤、傅說、武丁の時、等の賢人を以てせしかば、殷道將に衰へんとして、數々回復の運命に向ひ、一旦叛き去りたる諸侯も亦離つて臣禮を執るととなれり。然るに武丁より以後は、一も賢君明主の位に即けるを見ず、庸闇に非ざれば、則ち暴戾なりと云ふ有様にして、殷の國事日に非となり、遂に紂辛の世に至りぬ。紂王はろの人となり、甚だ敏捷にして、材力人に過ぎ、機智雄辯は以て諫を拒み非を飾るに足ると云ふ程なりしかば、心自から驕り、天下皆已れの下に出づと思ひ、奢侈に耽り、暴虐を恣まふにし、鹿臺の財、鉅橋の粟、以て萬民の生を苦しめ、狗馬奇物を宮室に充叙し、無益の土木に鉅萬を費やし、而して諸侯人民を待するには、嚴法苛刑を以

てしたり。微子は諫むれども聽かれず、遂に國を去り、箕子諫むれども亦た聽かれず、乃ち佯狂して奴と爲り、箕子は鬱めて去らざるもの三日、其極殘酷なる死に遇へり。かゝりしかば、諸侯竟にろの虐政に堪へず、相共に當時天下に於て最も人望ありし西伯發を戴きて盟主と爲し、以て紂を伐ちしが、紂は牧野に敗れ、寶玉を衣て自から火中に投死せり。時に我神武紀元前四百六十三年なり。

意ふに、夏の國是は忠を主とし、殷の國是は質を主とすと云ふとは、是れ史家の唱ふる所あるが、元來支那建國の制たる、王家の權力をして薄弱に傾らしむるものあるを以て、其弊を救はんと欲せば、人民の服従を固うすべき政略を執るの必要を見る。されば夏の時代には、百方臣下の忠義心を奨励せむとに盡力したり、その結果としては、桀の世に關龍逢及び太史終古の如き忠臣を現出するに至れり。質とは質朴

の謂ひなり、質朴率直の人は、忠義心に富むるものなれば、殷の政治、只管質朴を尚び、人民の氣風を導きて、率直をらしめんとに注意したり。是を以てその結果さらに著るしきものあるを見る。紂の將に亡びんとするときに方り、三仁或は死し、或は遷れ、或は伴狂して奴と爲る、その計畫する所のもの、敢て一毫も先王に負く心あらず、伯夷叔齊の馬を扣く一諫するに至りては、涼々乎たる萬世君臣の大義、聖人復た起ると雖ども加ふべからず、獨り是れのみならざるなり。當時殷の臣若くは民たるもの、大率肯て周に服せざるの心あり、るい書經の大誥洛誥多方多士の諸篇にて、昭々觀るを得べし。周人は之を目して、殷の頑民と爲すと雖ども、その忠義なる舉動に於ては、眞に得易からずと爲す。殷一代の人心風俗、大に後世をして仰慕せしむる所以のもの、此に在り。

第一期

第四小期 周の時代

神武紀元前四百六十二年より
同 武紀元前四百六十二年に至る

顧ふに競争軋轢の念慮は、人智の發達と共に、旺盛に向ふべきものなるを以て、世の漸く進み、社會の事件次第に複雑とあるに及べば、政府が人民を制御する所以の術、亦隨ひて愈精巧緻密ならむとを必要とする時に際し、夏后氏にわれ、商氏にわれ、その帝系中に少なからざる庸君闇主を有しつゝも、能く天下衆諸侯の上に立ち、數百年の久しきに、世を傳へたりし所以のものは、いと怪むべき事柄とや云はむ。

抑も夏殷の時代に於て、中央政府の衰弱に乗じ、野心を挟みける諸侯も、往々之ありしならむ。王位を窺察し、取りて而して之に代らむと欲しける諸侯も、往々之ありしならむ。然れども當時諸侯の國を建るもの實に夥しく、千百を以て數ふべき程なり。而して此等皆大率境土相等しく、徳

と力と亦た相匹するものなれば、茲に大望を抱きたるものありて、王室を顛覆し了るとは、縦令ひ能く爲し得るにもせよ、千百の衆諸侯をば如何にして十分に征服するを得べきや、朝に得て而して夕に失ふの禍、眼前に在り、后羿寒浞の事、以て鑑とすべきなり。されば所謂軋轢競争も、重に諸侯と諸侯との間に止まり、天子の位に至りては、容易に手を出すものあらず、是れ夏殷の時代、往々不明凡庸の君王出るあるも、久しき間滅亡の禍を免かれたる所以にして、一は亦た祖先の餘澤、人心を固結するもの存在し、子孫その恵に頼りしならむと雖ども、上述したる理由、職として之が重なる原因ならざるべからずと、余は信するなり。故に當時天下を取るの難き所以は、王室を顛覆するの難きに歸するに非ず、無数の諸侯を壓倒するの難きに是れ由るなり。唯だ夫れ拔群超倫の英雄出で、他の衆諸侯をして到底共に頡頏すると能はずとの思想を抱かし

むるものあるときに至りては、社會の權衡斯に左右せらるべく、朝家の更迭斯に起るべしとす。成湯の天下を得たる所以のものは、桀王の暴戻にして、人君たるの資格を失ひしに由るのみならず、當時衆諸侯の中に、一の之に匹敵すべき人物あかりしに歸するあり。西伯發の大業を開きたる所以のものは、紂王の惡虐にして、民生を苦しめ、輿望を失ひしに由るのみならず、その人物當時衆諸侯の中に傑出し、權力の平均社會に亡びたりしに歸するなり。されど成湯と云ひ、西伯發と云ひ、その天子の位に即くに於て、復た古昔の如く、容易なるを得ず、短きも數十年、長きは十數世を閲して、然る後成功に至りしものは、畢竟人智の發達と共に、競争軋轢の念慮益甚しくなれるを以てなるべし。彼の周を觀よ、后稷之が根本を造り、公劉及び古公亶父等之を培養し、其他數多の先祖其間に徳を積み善を累ね、務めて運命の發育に従事したりしかば、その結果

支那歴史

遂に文武に至りて現はせ、枝葉繁茂子孫永久の基乃ち大成したるなり。周は姬姓、后稷の後あり、商を滅ぼして之に代る。古公曾父の時、周の地に居りしかば、國號之より起る。凡て三十七世、八百六十七年なり。之に、東周の惠公七年を加へて、八百七十四年とす。その帝系を叙すれば、左の如し。

(一) 武王名は發 西伯昌の子 在位十三年 王位七年 鎬京に都す
 (二) 成王名は誦 武王の子 在位三十七年
 (三) 康王名は釗 成王の子 在位二十六年
 (四) 昭王名は瑕 康王の子 在位五十年
 (五) 穆王名は滿 昭王の子 在位五十五年
 (六) 共王名は緊 扈 穆王の子 在位十二年
 (七) 懿王名は囂 共王の子 在位二十五年
 (八) 孝王名は辟方 懿王の弟 在位十五年

周の時代の

(九) 夷王名は癸 孝王の子 在位十六年
 (十) 厲王名は胡 夷王の子 在位三十七年 王出奔の後、共和の時、代と云ふもの十四年
 (十一) 宣王名は靜 厲王の子 在位四十六年
 (十二) 幽王名は宮 涅 宣王の子 在位十一年 都を東都洛邑に遷す
 (十三) 平王名は宜 臼 幽王の子 在位五十一年
 (十四) 桓王名は林 平王の孫 在位二十三年
 (十五) 莊王名は佗 桓王の子 在位十五年
 (十六) 釐王名は胡 齊 莊王の子 在位五年
 (十七) 惠王名は閔 釐王の子 在位二十五年
 (十八) 襄王名は鄭 惠王の子 在位三十三年
 (十九) 頃王名は壬 臣 襄王の子 在位六年
 (二十) 匡王名は班 頃王の子 在位六年

支那歴史 (四七)

- (卅) 定王名は瑜 匡王の弟 在位二十一年
- (卅) 簡王名は夷 定王の子 在位十四年
- (卅) 靈王名は泄心 簡王の子 在位二十七年
- (卅) 景王名は貴 靈王の子 在位二十五年
- (卅) 悼王名は猛 景王の子 在位不踰年
- (卅) 敬王名は丐 悼王の弟 在位四十四年
- (卅) 元王名は仁 敬王の子 在位七年
- (卅) 貞定王名は介 元王の子 在位二十八年
- (卅) 哀王名は去疾 貞定王の子 在位不踰年
- (卅) 思王名は叔 哀王の弟 在位不踰年
- (卅) 考王名は嵬 思王の弟 在位十五年
- (卅) 威烈王名は午 考王の子 在位二十三年

周の時代の (五七)

- (卅) 安王名は驎 威烈王の子 在位二十六年
 - (卅) 烈王名は喜 安王の子 在位七年
 - (卅) 顯王名は扁 烈王の弟 在位四十八年
 - (卅) 慎靚王名は定 顯王の子 在位六年
 - (卅) 赧王名は延 慎靚王の子 在位五十九年 河南に都す
- 是より先き、考王の時其弟を河南に封じたり、之を桓公となす。桓公卒して子威公嗣き、威公卒して子惠公嗣く。惠公乃ち其少子を鞏に封じて、東周の惠公と稱せしむ。赧王の時には、周室洛陽より河南に遷都し、西周の君と共に居り、東西周の分治斯に生じたり。赧王秦に入りしより七年を経て、東周の惠公亦た亡び、周遂に祀らざるに至りぬ。
- 王權の微弱にして、地方諸侯の勢力跋扈し、常に分裂の傾向あるは、當時支那政府の大患なれば、周の時代に於ては、力めて此點に對し、救済の方

法を講じたるが如し。その官制を看よ、上に太師太傅太保の三公あり、左右に侍し、君徳を輔導するを以て其任と爲し、少師少傅少保之に貳たり。而して天地春夏秋冬の六官、各事務を分掌し、政治の局面に當る。天官の長には太宰あり、是れ實に總理大臣の地位に在るものとす。地官の長には太司徒あり、教化警察を掌どり、春官の長には太宗伯あり、祭祀禮樂を掌どり、夏官の長には太司馬あり、兵馬の事を統べ、秋官の長には太司寇あり、司法の職に任し、冬官の長には太司空あり、水土百工に關せる事務を理む。六官所屬の吏員又各六十官あり、合せて三百六十官とす。周禮に記せる所即ち是れなり。さればその政府の組織廣大緻密なると、復た夏殷時代の比に非ず、是れ豈に天下をして、燦然完美なる制度に目眩し、中央の王室に對し、尊敬心を興起せしむるに於て、助くる所なからんや。

その教育制度を看よ、朱熹曰へるとあり、三代之隆、其法寢備、然後王宮國都以及閭巷、莫不有學。人生八歲、則自王公以下、至於庶人之子弟、皆入小學。而教之以灑掃應對進退之節、禮樂射御書數之文。及其十有五年、則自天子之元子衆子、以至公卿大夫元士之適子、與凡民之俊秀、皆入大學、而教之以窮理正心、修己治人之道。云々と抑も當時京師に又地方に、到る處學校の設けあらざるとなく、絃誦の聲を聞かざるとなしと雖ども、元來周家教育の方法たる禮樂を主とし、經禮三百、曲禮三千、繁文苛細、人智を束縛すると甚しく、偏へに天下の人をして、柔順和平の風に閑ひ、孝悌忠信の氣を養なはしめんとを期したり。是れ豈に天子の威光を壯んならしめ、君上の地位を固むるに於て、助くる所なからんや。

其他井田の法、一夫も其業を失なふとなからしめ、十一の税、農者をして辛苦の結果を享くるを得せしめたるは、固より人民の悦服を致す所以

のものにして、郷飲酒の儀式、冠婚喪祭の規則、さては衣服の制度など、是れ皆長幼の序、上下貴賤の別を明かにし、社會をして僭越の意思を生ずると勿からしむる所以のものなり。

之を要するに、周の時代は、孔子も之を郁々乎文哉と稱せし程ありて、制度文物萬事萬端につけ、實に善く周到整備したるなり。而して此れ皆中央政府の威光と信用とを増加し、人心をして王室に歸向せしむる所以の具と爲らざるはなしと云ふべし。

次に諸侯を制御する所以の方略は、何如と云ふに、元來封建の制度は、支那數千年既成の勢なれば、縦令ひ弊害の測られざるものあるにもせよ、未だ俄かに之を廢絶すべからざるなり。是に於てか、周は建國の始めに於て數多の親戚及び功臣を封じて、諸侯と爲し、以て宗室の藩屏を造りたり。當時諸侯と爲りしもの、兄弟に十五人、姬姓にて四十八人、異姓にて

二十人に及べり、即ち齊魯衛曹燕晉の如き、その重なる者なり。また爵祿の制を立つ。爵には五等あり、公侯伯子男と云ふ。公侯の國は方百里、之を大國と爲す。伯の國は方七十里、之を次國と爲す。子男の國は方五十里、之を小國と爲す。五十里以下の國を附庸と曰ふ。他の諸侯に附して、天子に朝覲するものなり。而して天子の地は方千里、之を王畿と謂ひ、王官の采邑に充つ。天子の卿は地を受くると公侯に準じ、大夫は地を受くると伯に準じ、元士は地を受くると子男に準ず。以上は諸侯の勢力を掣肘する所以の政策、並に貴賤の等差を辨する所以の制度にして、何れも國家の治平を計らむとすに出でたるものなるが、尙ほ巡狩述職の事あり、以て上下の關係を親密にし、軍を制するの定めあり、以て地方の跋扈を豫防したり。孟子曰く天子適諸侯曰巡狩、巡狩者巡所守也。諸侯朝於天子曰述職、述職者述所職也。と要するに、此等巡狩述職の際、諸侯の治蹟如何

を察して爵祿の黜陟増減を行なふものとす。兵士の組織は五人を伍と爲し、五伍を兩と爲し、四兩を卒と爲し、五卒を旅と爲し、五旅を師と爲し、以て不庭の徒を征伐し、大國は三軍を備へて、以て王命を承く。次國には二軍を置き、小國には一軍を置くに過ぎざるものとす。

かゝりしかば周の時代には一時の間中央政府の威權盛んにして能く千百の諸侯をして王命に服せしむると、従前の時代に優れるものありしなり。然れどもその諸侯たる舊來地方に割據して、勢力を養成しつゝありしものなるを以て、歲月を経るに従ひ、兎角嘲強制し難きの憂あるを免かれず。制度あり、風俗なり、處に依りて等しからず、王權の行なはるゝ區域至て狭く、諸侯徃々にして君上の政令を遵奉せざるにあり。その領する所の土地爵の上下に依り一定の規則ありと雖ども、強者はかの

づから弱者を併せ、大者はかのづから小者を呑み、遂にはその勢力一方に巍然たる者あるに至るなり。況んや彼の齊魯衛の如き、或は元勳なるに因り、或は懿親あるに因り、始めより廣大なる封地を賜ひ、加ふるに附庸を以てし、天下の雄藩と爲す等、常例に拘はらざるものあるに於てをや、同姓にあれ、親臣にあれ、之をして土地人民を私有せしめなば、數世の後焉んぞその情漸く疏遠に赴き、その漸く驕傲となり、主家に向つて、異心を挾むが如き舉動に出でざるを保すべけんや。同姓若くは親臣にして尚ほ然り、其他のものは推して知るべきなり。

要するに周室の威力は、その建國の初に於て、一時非常に隆盛なりしが、その隆盛の裏、既に微弱の分子を包有し、封建制度の弊害依然として存在し、地方は常に箇々分裂の勢を現はせり。之に加ふるに夷狄の内侵、大に政府を苦しめたり。武王既に殷に克たれども、東夏未だ全く靜謐に歸

せず。子成王の時に於ては、武庚管蔡の叛あり、徐戎淮夷の乱あり。されば諸史に書して、成康之際、天下太平、刑措四十餘年不用。と稱すれども、蓋し史家虚飾の言に過ぎずして、他王の時代に比すれば、無事なりしならむとはいへども、決して四海波を起さずと云ふが如き、太平の世には非ざりしなるべし。是を以て康王の子、昭王の時には、南巡して返らざるの變あり。穆王の時には、意を肆むまゝにし、遊觀に耽りしかば、徐偃王の乱あり。故なきに、犬戎を征伐したる非舉ありしかば、是より、荒服のものに至らず。諸侯睦しからずと云へり。其後三四代の間は、記載すべき事件なし。上に凡庸の主相繼ぎ、利も興さず、害も加へずと云ふ有様にして、従ひて諸侯の不平も、大に起るとなかりしものと見ゆ。然れども、王室衰微の兆竟に蔽ふべからず、夷王の時には、堂を下りて諸侯を禮したり、楚國の僭號、實にこの時に在るあり。厲王に至りては、其行侈傲にして、當時の輿論、

王政を非難せしかば、乃ち衛巫を以て探偵と爲し、一々謗者を罪したり。防民之口、甚於防川。川壅而潰、傷人必多。民亦如之。是故爲川者、決之使導。爲民者、宣之使言。といひ、召公の諫めたる名言ありしも、王之を聽かず、國人遂に乱を作し、王は疑に出奔せり。共和の時代乃ち起る。宣王の時、周道一時は盛んに、召穆公は東の方淮夷を平らげ、方叔は南の方荆蠻を征し、尹吉甫は北の方玁狁を伐ち、仲山甫は衰職を輔け、王化再び興りしも、亦た終りを克くせざるを如何んせん。その愛憎に因りて、魯國の適を廢し、事を怠りて千畝に籍せず、師を南國に喪ひ、民を太原に料り、無罪ある杜伯を殺したるが如き、王の大なる失行とや云はむ。されば懿王より以來、徳政脩まらず、詩人刺りを作し、厲王の暴にして、紀綱を壞乱したる、等の後を承け、この王も廢を興し、弊を補ふの功を完うすると能はず、而して其子幽王の無道なる、申侯の叛乱を招き、犬戎の爲めに、驪山山下の鬼とな

るが如き變に遇へり、諸侯因て平王を立つ、是より先き武王鎬京を作り、之を西都と爲し、又將さに洛邑に營せんとしたれども、その志を果さずりしかば、成王の時周公洛邑に至りて王城を築き、之を東都と爲し、王は西都に居り、而して諸侯を東都に會するとせり、平王の時には、西都戎狄に逼近せるを以て、王之に安んずると能はず、都を東の方洛邑に遷したり、是より東周の稱あり、武王の天子となりしより、是に至るまで、三百五十二年、實に我紀元百十年の事なりとす。

周の平王以後を春秋の世と爲す、孔子春秋を脩め、平王の四十九年、即ち魯の隱公元年に始めを託し、敬王の三十九年、即ち獲麟に絶筆したるを以て、此三百年間並にその前後の時代を以て、よくは稱するものと知らる。この際世は漸く混亂に向ひ、不順序に流れたり、雖ども、人心尙は未だ正路を離るゝと甚しからず、道德の光り尙は未だ全く地に墜ちず、時に則ち孔子の如き人出で、君臣の分を明らかにし、父子の關係を説き、倫理の何物たるを人に覺せしめんと欲して、或は之を口舌に擧げ、或は之を筆紙に述べ、務めて天下の頹風を匡正せんと、の熱心もて、棲々遑々席暖かならざるまでに四方に奔走したりしかば、その盡力全く無効に終らず、繼かに社會道德の命脈を綿々絶えんとする際に維持することを得たり。然れども東遷以來、周室の威光微弱となり、號令諸侯に行なはれざるに至りては、是れ亦是非もなき事實にして、柳完元の、陵夷迄於幽厲、王室東徙而自列爲諸侯、厥後問鼎之輕重者有之、射王中肩者有之、伐凡伯、誅萇弘者有之、天下乖戾無君君之心、余以爲周之喪久矣、徒建空名於公侯之上耳、と曰ひけるも、大なる誤まりなき評言と謂ふべきなり。加ふるに王子頹五大夫の乱あり、叔帶の襄王を逐ひける禍あり、子朝の悼王を弑したる變ありて、諸侯の侮辱を招き、王室の尊嚴を失なふとも、少なから

るが如き變に遇へり、諸侯因て平王を立つ、是より先き武王鎬京を作り、之を西都と爲し、又將さに洛邑に營せんとしたれども、その志を果さずりしかば、成王の時周公洛邑に至りて王城を築き、之を東都と爲し、王は西都に居り、而して諸侯を東都に會するとせり、平王の時には、西都戎狄に逼近せるを以て、王之に安んずると能はず、都を東の方洛邑に遷したり、是より東周の稱あり、武王の天子となりしより、是に至るまで、三百五十二年、實に我紀元百十年の事なりとす。

周の平王以後を春秋の世と爲す、孔子春秋を脩め、平王の四十九年、即ち魯の隱公元年に始めを託し、敬王の三十九年、即ち獲麟に絶筆したるを以て、此三百年間並にその前後の時代を以て、よくは稱するものと知らる。この際世は漸く混亂に向ひ、不順序に流れたり、雖ども、人心尙は未だ正路を離るゝと甚しからず、道德の光り尙は未だ全く地に墜ちず、時に則ち孔子の如き人出で、君臣の分を明らかにし、父子の關係を説き、倫理の何物たるを人に覺せしめんと欲して、或は之を口舌に擧げ、或は之を筆紙に述べ、務めて天下の頹風を匡正せんと、の熱心もて、棲々遑々席暖かならざるまでに四方に奔走したりしかば、その盡力全く無効に終らず、繼かに社會道德の命脈を綿々絶えんとする際に維持することを得たり。然れども東遷以來、周室の威光微弱となり、號令諸侯に行なはれざるに至りては、是れ亦是非もなき事實にして、柳完元の、陵夷迄於幽厲、王室東徙而自列爲諸侯、厥後問鼎之輕重者有之、射王中肩者有之、伐凡伯、誅萇弘者有之、天下乖戾無君君之心、余以爲周之喪久矣、徒建空名於公侯之上耳、と曰ひけるも、大なる誤まりなき評言と謂ふべきなり。加ふるに王子頹五大夫の乱あり、叔帶の襄王を逐ひける禍あり、子朝の悼王を弑したる變ありて、諸侯の侮辱を招き、王室の尊嚴を失なふとも、少なから

すどす之を同時に地方にては諸侯と諸侯と間武力の競争次第に激して成り行き併呑攘奪の報日として聞えざるとなく互に干戈を弄し勢力を擴張すると益々甚しく春秋以前には百有餘ありと稱せられたる諸侯も次第に滅じ終に春秋の十二國と云ふもの最も名を顯はすに至りぬ。そは魯、衛、晉、鄭、曹、蔡、燕、齊、宋、陳、楚、秦是れなり。

かゝる紛乱の際に周室の威光微弱となるに乗じ諸侯の中にて力大に勢強きもの取りてその地位に代らむことを希望しける類ひも益し之なきに非ざりしならむと雖ども此の如き企てをして容易に成功に至るを得せしめざる所以の理由二條あり。一は周室に暴虐甚しき君主なきと一は諸侯何れも國力强大なる是れなり。夫れ王命その効力を失なふに至りけるとは是れ争ふべからざる事實なれども周の天子たるもの此際未だ人民の生命財産を危くすると桀紂の如く甚しきものはあ

らず要するに凡庸の君所謂毒にもならず藥にもならざる所の一貴顯たり。諸侯の大望あるもの斯に周室を覆さんと欲せんに泰山を以て磔卵を壓するよりも尙は容易なりといへども數百年來億兆に君臨せる家柄なれば一旦の滅亡に至るを見なばかく暴虐の實なき君主の爲めに愛憐の情を發する人も鮮なからざるべく左なくとも他の大望ある諸侯に大義名分と云ふ口實を與ふるとあらむとす。これ當時諸侯の輕忽に周室に對して手を動かさざる所以なり。加ふるに春秋の諸侯は皆前日の諸侯と同じからず強弱と呑み大小を併すの結果遂に數十の諸侯何れも周室の制度外に出で各堅甲利兵を養ひ以て利益を取らむとに汲々したり。されば此等諸侯は尋常の手段にては服従せしめむと思ひも寄らず成湯文武もこの際に生れなばその成功蓋し覺束なかるべし。此等の諸侯にして服従せざる以上周室を斃すも何の益か之

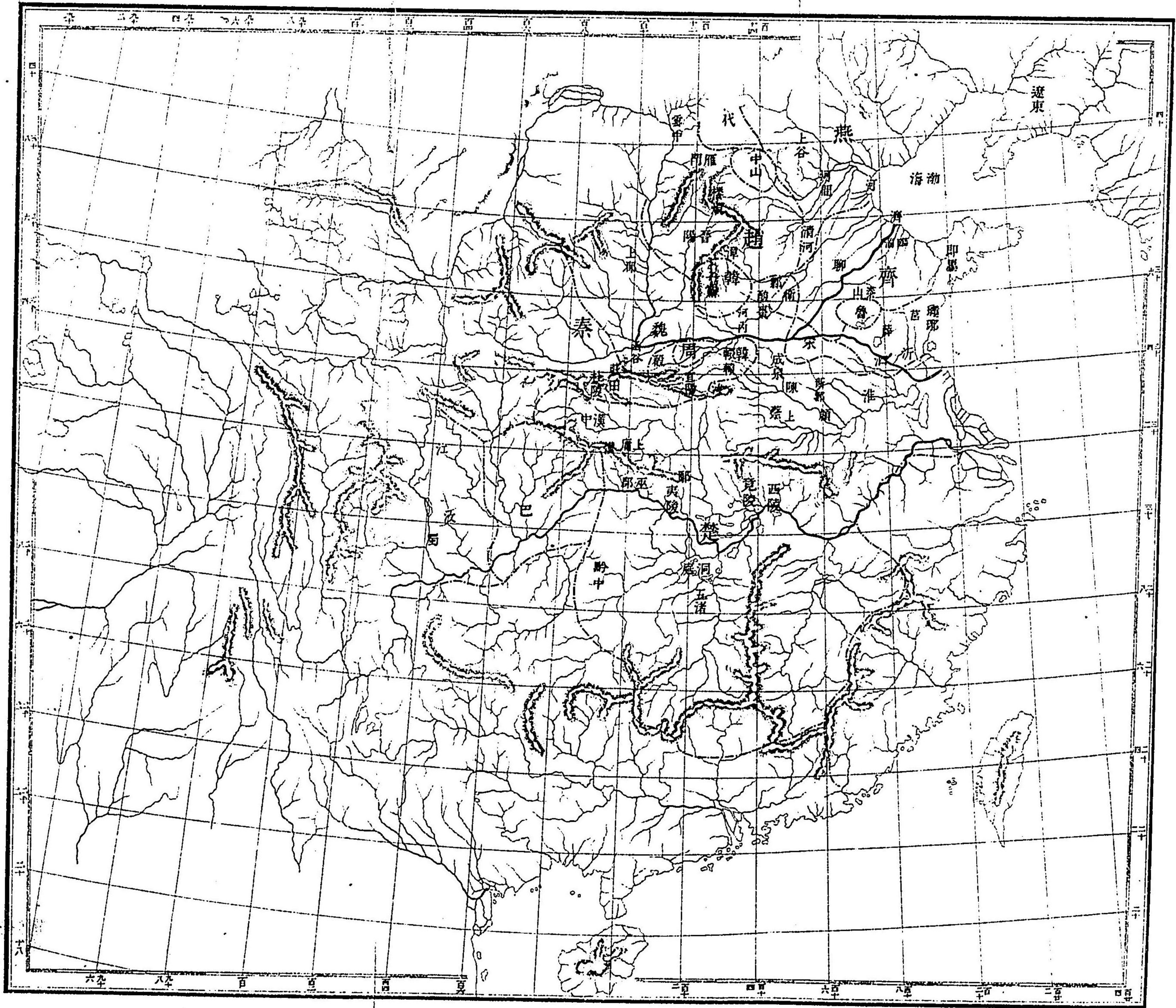
れおらひ、また此等の諸侯にして異議なきに至る以上、周室は固より枯木朽株之を亡ぼすに於て毫も力を要せざるなり。此に由りて之を觀れば、當時周室が絲の如き運命を、數百年の久しきに維持するを得たりし所以のもの、上述せる二條の理由に外ならずとす。

さても春秋の時代諸侯相攻伐し、各勢力を擴張せんと務めたりし中に、他に抽んで威を振ひ、旗幟を一方に樹立し、諸侯に號令を下す者あるに至れり。齊の桓公、晋の文公、宋の襄公、秦の穆公、楚の莊王の如き是なり、之を五覇と謂ふ。世或は吳王闔廬及び越王勾踐をも、以て覇者と爲せり。此等の覇者相繼で起り、諸侯の間に生殺與奪の權を執るさまは、彼の希臘聯邦に於て「アゼンヌ」「スバルタ」「ミーナス」等交る々々盟主と爲り、一國を糾合したること一般なりしあり。五覇の中にて最も盛んなりしものを齊桓晋文と爲す。この二者は政略上より、勤王と云ふことを以て、天下の人

心を籠絡したり。蓋し周室衰微したりと雖も、文武の餘徳尙ほ幾分か斯世に存し、人心の仰望する所之に係るを以て、天子を擁し、周室を尊び、之を手段として自家の勢力を擴張するは、是れ覇者に取りて、策の得たる所なりと謂ふべきなり。桓公の覇業は周の宣王、惠王、襄王の三世に亘る、その輔佐には管仲を用ひ、士氣を振作し、農商を獎勵し、以て國の富強を計り、亡國を興し、暴人を征し、以て恩威を諸侯に示し、畢竟勤王を以て政畧と爲し、或は朝貢の入らざるを責めて楚を討伐し、或は周室繼嗣の争ひに干渉して、之を定め、葵丘の會には、桓公下拜して天子の胙を受け、戎狄王と平らぐ際には、管仲上卿の禮を辭して下卿の禮を受けたり。文公の覇業は周の襄王の世に在り、その臣下には、狐偃、趙衰、顛頤、魏犢等ありて、善く其君を輔け、諸侯を求むるは勤王に若く莫し、と云ふ主義を服膺せり。踐土の會の如き、文公王より侯伯に命せられ、諸侯を集め誓ひて曰

く、皆王室を奨けて相害すると勿からむ。爾來數世の間晋は中國盟主の地位に立てり。要するに齊桓晋文の二人は、覇者中に在りて、最も權變術數に富み、又最も諸侯の服従を得たる者とす。其他宋襄周の襄王の世に在りの如き、一時勢力を振ひしかども、泓の戦長く宋襄の仁を傳へたり。秦穆周の襄王の世に在りの如き、西由余を戎に取り、東百里奚を宛に得、蹇叔を宋に迎へ、邳豹公孫支を晋に來し、國を并すと二十、地を開くと千里、遂に西邊に覇たり。楚莊周の定王の世に在りの如き、三年蜚ず鳴かず、終に銜天鰲人の舉動を爲し、伍舉、蘇從、孫叔敖等を以て國政に任じ、羣蠻百濮を從へ、霸業を成せり。吳王闔廬と越王勾踐とは、周の敬王の世に現はる。吳王は伍員を用ゐて、大に楚を敗り、兵威を輝かし、越王は大夫種及び范蠡の助に依りて、吳を沼にし、北の方中國に横行したり。かくの如く社會は益々乱れ行き、下上を凌ぎ、臣君を辱しめ、諸侯益々專

戰國圖



恣横暴にして、周室は有れども無きが如き有様に至りしが、諸侯の中にも亦た臣下の跋扈を覩るに至れり。即ち魯の三桓(季孫氏、叔孫氏、孟孫氏)にして、桓公の後なり。齊の田氏(元と陳氏と云ひ、陳より遷りて、齊の臣と爲る。晋の六卿(范氏、中行氏、知氏、趙氏、魏氏、韓氏)等の如き、是れあり。此等は何れも一國の内に權力を専ばらにし、其君民を掌中に弄し、威福已れに由らざるはなき程なりしが、周の威烈王の時には、魏斯、趙籍、韓虔の三人は、晋國を分ちて各諸侯となり、安王の時には、田和亦た齊侯と爲れり。是に於てか、秦、楚、燕、齊、韓、魏、趙の七國、勢力最も強大となり、皆萬乗の國と稱し、王號を僭し、互に攻伐併呑に従事したり。其他宋、魯、衛、鄭等尙は存在したりと雖ども、萬丈波濤の間に巻き去られたる小舟と一般にして、東、西、翻氣息奄々たり。戰國の時代と稱するは、則ち威烈王の頃より以後を指す者にぞある。

一國の歴史を記載せんとするものは、一局部の出来事、又は一箇人の歴史等に涉らざるを要とす、殊に支那春秋戰國の時代の如きに於ては、戰爭會合、さては人々の謀計異行等、繁雜錯綜極りなく、かゝる細末の事件に立ち入りなば、却りて社會大勢の變遷、一國命運の成り行きを説明するに、鮮なからざる妨害となりなむ。依りて余は一局部又一箇人に關係せる事實の記載は、一切之を排斥し、萬已むを得ざる場合には、之を畧叙する積りなり、讀者その心してよ。

さて春秋より戰國に馴致し、無數の小分子漸く結合して、少數の大分子となり、七雄各其廣大ある土地と衆多なる人口とを擁して、龍驤虎視怒濤を巻き疾風を吹き、牽掙爭の世界斯に現はれたる以上、社會は如何なる時に復た治平の狀となるべきかを知らず。諸侯の勢力何れも強盛にしあれば、容易に他に屈從せんと思ひも寄らず。されば天下を一統せん

と欲するものは、徹頭徹尾その根を絶ちその枝を枯らし、十分に諸侯を顛滅したるに非ざれば、その成功決して望み難しとなす。是れ戰國の時代亂離最も甚しき所以なり。

是時に當り戰國七雄の中にて、大望を抱き將來尤も恐る可きものを秦となす。周の顯王の世、獻公に賜ふに繡黻の服を以てし、その鶯鶯の勢を養成せしより、孝公に至りては、諸侯の爲めに蠻夷なりとして、擯斥せらるゝを、此の上もなく遺憾とし、發憤政を脩めたるに、商鞅また刑名を以て之を佐け、收司連坐の法を設けて、姦邪の徒を禁じ、軍功あるものには、重賞を授け、私闘を爲すものには、嚴刑を加へ、人民をして耕織生産の業を主とし、末利に従事せざらしむる等、都て富國強兵の方向に力を盡したりければ、秦兵の至る所、勢破竹の如くにして、諸侯皆遂巡せり。秦是に於てか遠大なる計畫を殺國の中に運らし、次第に四海を囊括し、八荒を

併呑せんと欲するの意思を現はし來れり。秦の大望既に恐るべく、その国力亦當るべからず。天下の諸侯乃ち工夫を運らして、權力平均の策を講せざるべからず。是れ合従の説由りて起る所以なり。歐洲の近世に於て、佛國查列斯八世の伊太利に横行するや、羅馬法王、日耳曼帝及び西班牙王等の連合起り、又同國路易十二世の伊太利に侵入するや、神聖連合及び、メーリンヌ連合起り、又同國、フランシス一世の日耳曼と争ふや、查列斯五世と顯理八世との連合起り、其後普王弗勒德力大王の勢力漸く盛んならんとするや、歐洲七八箇國の連合起り、佛王拿破崙一世の馬蹄歐洲全体を蹂躪するや、歐洲諸國過半の連合起りたり。支那戰國時代の合従と云ふも、以上列舉の場合と同じく、その目的たる權力の平均に在り、換言すれば、或る一國をして他の諸國を凌駕せしめざるに在るなり、而してこの合従を首唱して、諸侯に遊説し

たるものを洛陽の蘇秦其人と爲す。蘇秦は先づ燕に至り、次ぎに趙に赴き、進んで韓魏齊楚の四王に見え、至る所懸河の雄辯を振ひ、合従の利を述べしかば、六國皆之に同意し、秦一國を攻むるときは、五國之を救はん、若し約に違ふものあるときは、五國共に之を征伐せん、との約束を結ぶに至れり。蘇秦乃ち從約の長と爲り、併せて六國の相印を帯び、西面して秦に當り、權力平均の策斯に成就したりけるに、未だ幾ばくならず、蘇秦一の失敗を醸して、その地位を去り、張儀と云ふもの、出で、秦國を輔け、合従を破り、連衡を成すを以て、その目的となし、或は虚懐以て之を威し、或は甘言以て之を誘し、或は賄賂を用ゐて之を惑はし、或は反間を放ちて之を離し、漸く諸侯の一致を弱くし、翻つて秦と心を協せしめぬ。是より以來、戰國の事紛々焉たり、擾々焉たり、山の西山の東、談士雲の如くに起り、狙詐は星の如く、公孫衍と云ひ、蘇代と云ひ、蘇厲と云ひ、周最と云ひ、

樓緩と云ひ、何れも皆電光の舌を掉ひ、波濤の辯を馳せ、合従連衡、各其得意とする所を主張し、以て天下を簞鼓したりしかば、諸侯或は秦と合し、或は秦と戦ひ、或は各自互に争ひを爲し、混沌紛雜收拾すべからず。抑も従前に在りては、封建制度の常態として、支那には貴賤上下の階級嚴重に立ち、上天子より下諸侯に至り、之が公卿大夫たるものは必らず門閥に依りて定められ、民間如何なる俊異卓犖の人物ありと雖ども、一蹴して其材器を展し得べき、適當なる地位を得ると能はず。世襲世祿の習ひ牢として、抜く可からず、秩然として紊るべからず、其勢愚者も上に居り、能者も下に安んぜざるべからざる有様なりしが、戰國前後の時代に至りては然らず。周室の東遷以來、世は次第に不規則に流れ、諸侯の競争日に月に激しく、國を富まし、兵を強くするの術、少しく講せざるるときは、滅亡の禍忽ち至らんとす。かくして戰國前後には、併呑攘奪の結果、遂に

諸侯の數を減し、戰乱又一層の大なるを致せり。この際諸侯の最も務めとすべき所は、多く智勇の士を其配下に聚むるに在り。而して門閥は智勇を出さず、階級の設定は人材を杜絶するものなるを以て、自然に從來の陋習を破り、身分の如何を論せず、英傑の才を登用せざるべからざるの必要を觀る。是に於てか匹夫にして三軍の將帥となるものあり、布衣にして王公の宰相となるものありて、封建の原素漸く社會に消滅し、各國の内には、君主と云ふ一階級と、臣民と云ふ一階級とのみ存在するに至れり。之に加ふるに戰國の時代の社會一体に亂雜にして、従ひて政府の事々物々に干涉すると少なく、人々の言論行爲大に自由に、復た従前の如き束縛を蒙むるとなし。夫れ是の如くなりければ、周の末造には、智勇の士、英傑の人材輩出すると夥しく、儒家あり、道家あり、楊墨の道を傳ふるものあり、神農の言を爲すものあり、法家あり、兵家あり、縱横家あり

り、論辯家あり、其他一藝一能を以て、名を世に著はしたるもの、枚舉に勝
 ばず、實に是れ梅櫻桃李一時に咲き乱れたる、百花燦爛の天地にして、千
 古の偉觀とや言はむ。

儒家は孔子より出づ、孔子は魯の人、周の靈王二十一年に生れ、敬王四十
 一年に卒す。その教たる仁義忠孝を主とし、交ふるに智育を以てし、以て
 已れを脩め、人を正し、進んで天下國家を治めんとするものなり、書を序
 し、詩三百五篇を編し、晩年に易を喜び、象繫辭、說卦、文言を作る、殊に畢
 世の力を用ゐたるものは、春秋にして、魯の史記に因り、筆削を加へ、褒貶
 を文字の中に寓し、以て世道人心に益せんと欲したるなり、(公羊、穀梁、左
 氏、各之が傳と爲る、三傳と云ふは是をなす、周末の事跡を明らかにし得
 べきは、此等の書及び著者不明なる國語及び戰國策あるに依る、孔子は
 門人甚だ多く、その重なるもの、言行及び師弟の問答の如きは、論語

に就て知らるべし、孔子の學統を承くるもの、戰國時代には、子思あり、孟
 軻あり、子思は孔子の孫にして、中庸を作り、孟軻は萬章の徒と與に孟子
 七篇を作る、また荀卿と云ふものあり、其論する所性惡の一事、正に孟子
 の説に反對せりと雖ども、大要孔子の道を祖としたるに外ならずとす。

楊墨の道は、楊朱墨翟之が祖たり、楊の自愛を主とする、墨の兼愛を唱ふ
 る、何れも其理なきに非ざるも、各偏僻の見たるを免かれず、儒家は蓋し
 自愛と兼愛とを併せたるものなり、儒家と正反對の地位に立つものを
 道家とす、道家は老聃より出づ、老聃は楚の人にして、孔子と時を同じう
 せり、その説く所自然を尙び、虛靜恬澹寂寞無爲を主とす、之を儒家の説
 く所と比較し、或は一方は破壊的にして、一方は構造的なり、彼は道德上
 の放任論者にして、此は道德上の干涉論者なり、老子を宗とするもの、戰
 國時代には、列禦寇あり、莊周あり、共に高妙深奥の談と、洗滌自恣の文と

を以て名を著はしぬ。神農の言を爲す者とは、史馬遷の所謂農家者流にしてその重なる代表者、許行との問答は、孟子の書中に見ゆ。また峻刻ある刑名を以て政治の要とせざる法家には、李悝あり、申不害あり、商鞅、韓非あり、戰國以前に在りて、管仲亦た法家の中に數ふべし、軍略を談じ、攻守の術を研究せる兵家には、孫武、吳起、尉繚子等あり、權變陰謀を主となせる縱橫家には、蘇秦、張儀の屬あり、鬼谷子の一書實に此輩の金科玉條たり。文學上哲學上の辯論家には、齊の稷下の學士、騶衍、淳于髡、田駢、慎到、及び趙の公孫龍の如きあり、その多智巧辭、聽く者をして樂ましむ。

其他亢倉子の物理學に於ける、屈原、宋玉の辭賦に於ける、荆軻、聶政の俠氣に於ける、さては孫臏、樂毅の謀計に於ける、烏獲、孟說の勇に於ける、關相如の智に於ける、魯仲連の氣節に於ける、何れも皆得難きの人々にして、

かく枚擧し來るも、決して戰國英士の十分一をも盡すに足らずと知るべし。尙ほ又戰國の時代、門閥家より有爲なる人物を出したる例しも鮮からざるにあり、その中にて最も有名なるものを魏の信陵君、齊の孟嘗君、趙の平原君、楚の春申君となす。此四君は何れも明智寛厚なる政治家にして、財を散じ、資を傾け、以て客と養ふと數千人の多きに至り、以て國家事あるの日に備んと欲したり。

さて是よりは、秦と周室及び諸侯との關係を説かん。

秦は孝公既に没し、惠文王、悼武王相繼で立ち、故業を蒙り、遺策に因り、益國勢を盛んにし、諸侯をして畏怖せしめたり。昭襄王の時に至りては、相に范雎あり、將に白起あり、頻りに兵を韓、魏、趙に加へ、蠶食の計に従事せしかば、周の赧王恐れ、諸侯と連合し、秦を伐んと欲したり。この時周室は我國南朝の末路の如く、又東羅馬帝國の衰退に似て、領する所の土地と

人民とは漸く減縮して畿かに邑三十六口三萬に過ぎず。赧王は秦の攻撃に遇ひ、頓首して罪を秦に請ひ、盡く其土地と人民とを獻じたり。然るに周室の命脉尙ほ東周君に存したりしが、赧王の降後七年、即ち秦の莊襄王元年、東周君惠公、諸侯と共に秦を伐んと謀りければ、秦王は相國呂不韋をして、師を率ゐて之を滅さしむ。周室是に於てか全く亡びぬ。時に我紀元四百十二年なり。

而して六國の運命は如何に成り行きしやと云ふに、秦の莊襄王卒し太子政後に始皇帝と云ふは此人あり、立つに及び、その六年、楚趙韓魏等合従連和して函谷に向ひ、秦兵を搥かんとせしも、一戰の下に收走し、是より秦の勢力は日に膨脹し、六國の勢力は日に收縮し、韓先づ滅び、趙次に滅び、魏之に次ぎ、楚之に次ぎ、燕又之に次ぎ、齊の四十餘年間攻伐を受けざりしものも、遂に松耶柏耶の歌あるに至りぬ。

韓は十一世、百七十四年にして絶ゆ。秦王政の十七年、内史騰韓を伐ち、韓王安を虜にしたり。

趙は十一世、百八十二年にして絶ゆ。秦王政の十九年、王翦趙を伐ち、邯鄲に克ち、趙王遷を虜にしたり。

魏は九世、百七十九年にして絶ゆ。秦王政の二十二年、王賁魏を伐ち、魏王假を殺したり。

楚は四十一世、八百七十年にして絶ゆ。秦王政の二十三年、王翦楚を伐ち、其將項燕を殺し、楚王負芻を虜にしたり。

燕は四十三世、九百年にして絶ゆ。秦王政の二十六年、王賁齊を伐ち、燕王喜を虜にしたり。

齊は七世、百六十六年にして絶ゆ。秦王政の二十六年、王賁齊を伐ち、齊王建を共に遷し、之を松柏の間に置きたり。

是に於てか、秦終に六國を併せ、天下を統一し、王政始皇帝の號を稱し、郡縣の制度を布き、支那開國以還數千百年の形勢を一變し、大に中央集權の實を擧げたり、時に我紀元四百四十年なり。

第一期附録

○支那上世の文字を蝌蚪文と名づく、殆んど埃及に行なはれたりと稱ふる書字(Hieroglyphic)に似たり、其後漸く變じて、周秦の際には、大篆(また籀文とも云ふ)小篆、隸書等出づ、方今普通に行なはるる楷行草の三體は何れも漢以後の發明に係ると云ふ、而して周秦以前文字を記する材料には、竹簡を用ひ、大抵漆液を以て之に書したりとの事にて、當時は固より印刷術も未だ開けず、書籍の數至りて鮮なく、智識の廣布には非常の不便を感したりし次第なるべし。

○支那は上世より宮庭の中に、宦官(Eunuch)と云ふものあり、寺人中

人等皆その名稱にして、明及び清の時代には之を大監と云ふ、宦官の存在したるは、獨り支那のみに限らず、亞述、巴比倫、尼亞波斯等の諸國皆盛んに宦官を使用し、重要な地位をも之に授けたり、東羅馬帝國亦た宦官おはかりき、宦官の即ち閹人にして、支那に於ては、重もに刑餘の人を用ひ、その職たる掖庭、永巷の任にして、元來政治に參與すべき身分には、あらねども、秦漢以來、宦官人主の怠惰に乗じ、朝廷に跋扈し、威福を恣まゝにしたる例、し少あからず、支那の政治には、蓋し大なる關係を有せる、一種の人なりと知るべし。

○音樂の徳育の具として、上代よりその改良に注意したり、されば黃帝の時に、咸池の樂ありと云ひ、少昊の時に、大淵の樂、顓頊の時には、承雲の樂、帝嚳の時には、九招の樂ありと云へり、堯の樂は大章と名づけ、舜の樂は大韶と名づけ、禹の樂は大夏と稱へ、成湯の樂は

大濩と號し而して周武は太武の樂を作りたり。

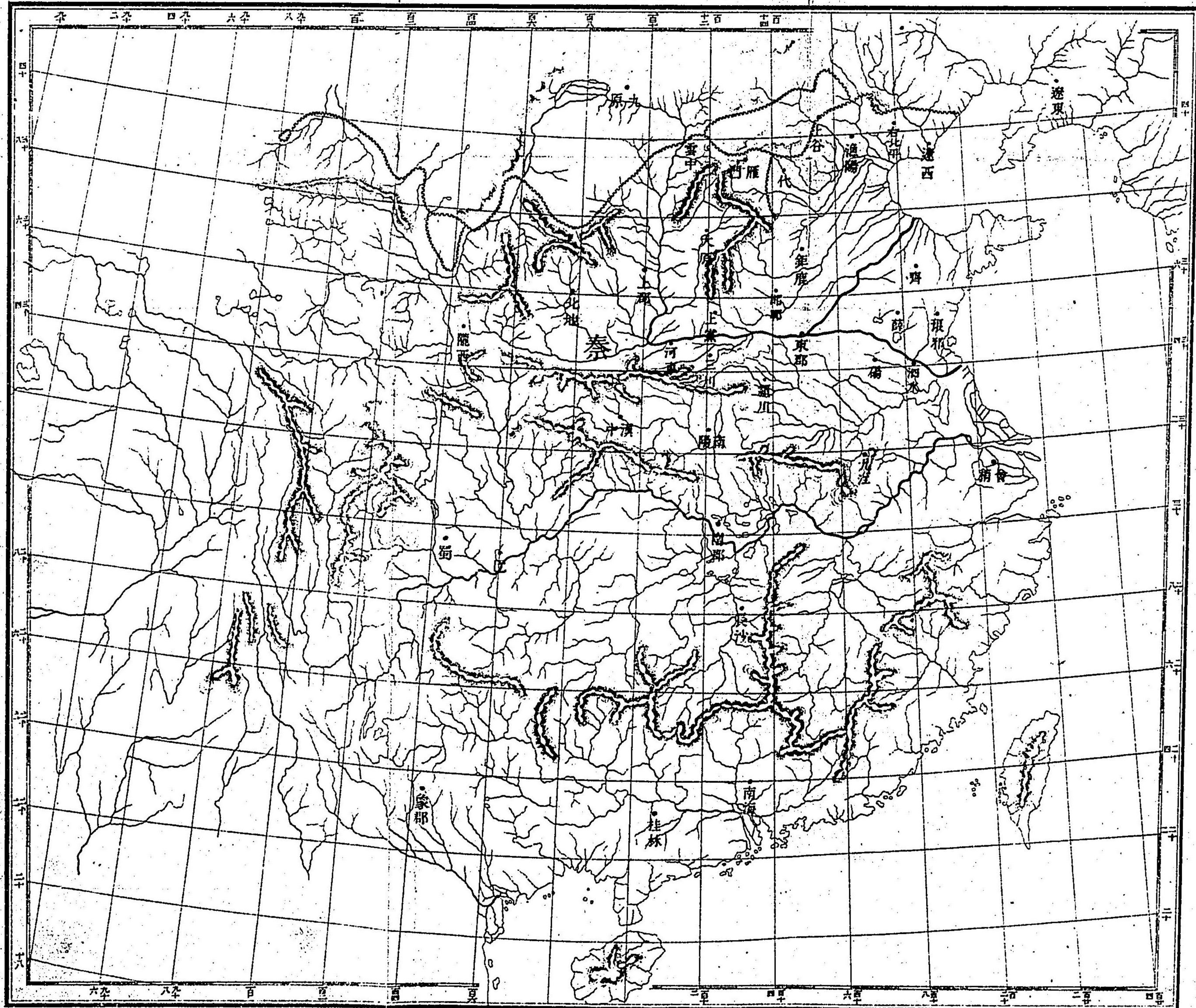
○貨幣の制判然し難しと雖とも、諸書に記して曰く、初虞夏商之世、幣金有三品、或黃或白或赤、或錢或布或刀或龜貝。至是太公望乃立九府圓法。錢圓、函方、輕重以銖。布帛廣二尺二寸爲幅、長四丈爲匹。故貨寶於金、利於刀、流於泉、布於布、束於帛。どろの九府とは大府、王府、內府、外府、泉府、天府、職內、職金、職幣、を云ふものにして、皆財幣を掌るの官なりとす。

○工藝技術は夏殷の時代より漸く進歩し、春秋戰國の時代に至りては、事々物々に他人の上に出で、自己の優りたるを誇耀せんとする競争心、極めて盛なりしを以て、宮殿樓閣、衣服什器の美また城堡關塞の堅などに意を用ゐたれば、工藝技術の發達實に著るしく、魯の臧文仲は節に山を刻し、税に藻を彫したりと云ひ、平原君の客は

玳瑁の簪を戴き、刀劍の室には殊玉を飾りけるに、春申君の上客は皆珠履を躡み、之に接見したりと云ふが如き、歴史上の記載を見ても、その一端を知るを足らむ。また秦始皇帝の絶大ある建築物の阿房宮も、戰國時代列國に在りける、宮殿樓閣を折衷して、構造せられたるには非ずやと思ふなり。

支那歴史 (一〇八)

秦 三 十 六 郡 圖



支那歴史第二卷

第二期

第一小期 秦の時代

神武紀元四四五年より至る

秦既に悉く山東の諸侯を滅ぼし、海内を混一し、斯に従來の制度を一變して、郡縣の組織を定め、中央集權の政治を施したり。之と同時に天下萬民は、非常に壓制束縛を施すと、古今殆んど其類を見ざる程の二王を頭上に戴きたり。之を周の末造に比較するに、極端より極端に走れるものにして、彼の時代は王政萎靡の至りなり、此の時代は王權擴張の至りなり。意ふに是れ固より始皇帝所長の伎倆なるべしと雖ども、國家始めて兵革の聲を聞かず、蒼生乃ち數十年間戰國魚爛の苦しみを免かるゝを得て、皆上を仰ぎ至治の澤を希望し居れる折柄なれば、縦令ひ十

(九〇一)

秦の時代の

分なる徳政を施すと能はざるにもせよ、之が人主たるもの、少しく萬民をして肩を息はしむるの策を講せずして、可なるべきや、寒者は短褐を利とし、饑者は糟糠を甘しとするは、是れ人情の常なれば、秦の世は人心を收攬するに於て、此の上もなき好都合の時代と謂はざるべからざるとなるに、始皇帝は思慮終に此に及ばざりしなり。嗚呼始皇帝の壓制束縛は、其極天下の人をして鷹隼の難を免かれて、又虎狼の厄に遇ひたる思を爲し、重踵屏息唯その死を之れ救ふに暇なく、口敢て言はずして心竊かに非常なる鬱憤を抱かしめぬ。されば六國滅亡の後未だ數年ならずして、謫戍の徒一唱し四方之に響應し、世復た土崩瓦解に至りしは亦是れ已むを得ざる事と謂ふべきか。

秦は元と嬴姓伯益の後あり。東周の初め襄公始て諸侯に封せられ、其後王と稱すると五世(惠文王、昭襄王、孝文王、莊襄王)楚王政

に至り、終に天下を一統せり。王政實は呂氏、陽翟の大賈、呂不韋の子なり。呂秦は三世十五年、その帝系を述べ左の如し。

(一) 始皇帝名は政 在王位二十五年 在帝位十二年 關中に都す

(二) 二世皇帝名は胡亥 始皇の少子 在位三年

(三) 王子嬰 二世の兄扶蘇の子 在位四十六日

周室既に絶え、六國亦相繼で亡ぶるや、その際丞相王綰等は、地方に王侯を置かむと主張し、廷尉李斯は之に反對して、王侯を置くの不利なることを主張したり。かく封建論者と郡縣論者と相争ひけるは、獨り廟堂の上のみに限らず、民間にても、蓋し種々の議論ありたるに相違なかるべし。何となれば、戰國の世に盛んなりし自由競争の念慮は、尙ほ未だ人の胸中に絶えず、學者論客の乱離の間に輩出し、互に意見を闘かはし、議論を上下せしもの、尙ほ世間に存在したるに依り、在野の口舌は随分紛々

たりしとならむと思はる。然れども呂政は剛毅果斷ある人なり、執拗過激なる人なり、驕傲權力を貪る君主なり、朝野人士の器々焉たるが如きは、毫も心頭に加ふるものに非ず。而して今や海内を一掃したる際、自家の權力を擴張し、鞏固にせんと熱心すると殊に甚しく、夏殷周の數千年に亘り、封建諸侯の勢力、大に中央政府の威嚴に妨害を加へ、王命の行なはるゝ區域常に狹隘にして、之が君主たるもの、少しく凡庸あれば、臣下の跋扈跳梁を來し、大に闇愚なれば、忽ち革命の變を起し、その煩擾實に堪へ難きが上に、封建の世に在りては、幾分か自由の空氣存在し、人民往々在上者の施政に容喙するが如きとありしを思ひ、乃ち斷然として封建と郡縣との可否に關する問題を一決して曰く、天下共に戰鬪の休まざるに苦しみたるは、侯王の存在せしを以てなり。今宗廟の靈に依りて、四海初めて平定したる折なるに、又復封建の制度を回復するは、是れ

秦の
始皇帝
の
時
代

兵亂の種子を蒔くものなり、而して國家の寧息を求めんと欲するも、豈に難事に非ずや、廷尉の議する所是なりと、遂に天下を分ちて三十六郡と爲しぬ。

この際や實に呂政得意の折柄にして、自から以爲らく、徳は三皇を兼ね、功は五帝に過ぎたりと、因りて號を更めて皇帝と曰ひ、命を制と爲し、令を詔と爲し、自から稱して朕と曰へり。又制して曰く、死而以行爲諡、則是子議父、臣議君也。甚無謂、自今以來除諡法、朕爲始皇帝、後世以計數、二世三世至于萬世、傳之無窮と、所謂諡法とは周より始まりしものなり。

その三十六郡とは隴西、北地、上郡、河東、上黨、太原、雁門、代郡、雲中、九原、邯鄲、鉅鹿、上谷、漁陽、右北平、遼西、遼東、齊郡、東郡、碭郡、薛郡、鄒郡、泗水、三川、潁川、南陽、漢中、巴郡、蜀郡、南郡、長沙、九江、會稽、南海、桂林、象郡にして、皆中央政府より地方官吏を任命して、其政を司とらしむ。守尉監等即ち是れにして、守

は郡守あり、天子の爲めに土を守り、民を治むるものあり、尉は丞尉なり、守を佐け、武を典どり、甲卒の事務に當るものなり、監は御史あり、郡を監察するものなり、關内地方は、郡に属せず、内史之を管したり、夫れ既に中央集權の制度を布き、王權の擴張を計りたる以上、始皇は國家の治安を維持せんが爲めには、如何なる手段をも執るに猶豫せざるなり、乃ち財力及び兵力の地方に存在するは、中央政府の勢力に妨害を加ふべき恐れあるを以て、天下の武器を収め、之を咸陽に聚め、銷して以て鍾鐻金人十二重さ各千石なるを爲り、また天下の聚富を咸陽に徙すと、十二萬戸の多きに及び、尙ほ法度衡石丈尺を一にし、地方をして區々なるとならしめ、益齊一政治を實行したり。

かくして始皇は、十分に中央の王權を固められたれば、今や慮はかるに足るとなしと思惟し、東の方郡縣を巡回して、鄒嶧山に上り、石を立て功業を

頌し、泰山に上り、石を其巔に立て、徳を頌し、尙ほ下りて梁父に禪したる等、以て其盛を天下に示したり、既にして始皇は意滿ち心傲り、人生の樂を極め、生命を千載に延べんと欲せしかば、始めて神仙の術に迷ひ、方士齊人徐市等をして、童男童女と與に海に入り、蓬萊方丈瀛洲三神山の仙人及び不死の藥を求めしめぬ。

抑も始皇は天下安泰にして復た憂ふべきとあらずと爲すと雖ども、彼の秦の爲めに滅亡の禍に罹りたる諸侯は、皆舊時より連綿たる家柄にして、一朝斯の如き無殘ある待遇を受けたるとなれば、その親族又ハ臣下にして秦に對し恨を抱き、機會を俟ち之が復讐の舉に出でんと欲せるものも、亦往々之ありしなるべし、韓人張良の如き、その一例なりとす。

張良は五世韓に相たりしを以て、韓亡ぶるに及び、良千金の産を散し、韓の爲めに怨を報るんと欲し、始皇の東遊して、陽武の博浪沙に至りける

支那歴史

折を窺がひ、力士をして鐵椎を操りて之を狙撃せしめたるに、誤まり副車に中り、始皇恙なきを得たりと云ふ。

この張良の一撃は、亦た以て天下不平の徒絶えざるを知るに足らむ。況んや當時の戰國の難を去ると日尙は淺く、人民の瘡痍未だ愈えず之が人主たるもの須らく反省熟慮すべき時なるに、始皇帝のその欲する所遂げざるなく、その求むる所得ざるなきを以て、之に乗じて非常なる壓制政治を施すに至り、暴征苛斂土木荐りに起り、人民の膏血爲めに搾り取られたり、その長城は如何、始皇帝、盧生が亡秦者胡也と云ふ讖語を信じ、蒙恬をして兵三十萬を發して、北の方向奴を伐しむ、是れ既に無名の師たり、遂に敵人の侵入を防がんとて、六百餘里の長城を築く、東は直隸灣の山海關に起り、西は甘肅の嘉峪關に連る。此に由りて支那政府の威一時は北人を震懼せしめたるも、亦是れ不急の土木に非ずや、若

秦の時代の上

し夫れ政令修まらず、社會亂雜に至りなば、高さ二丈五尺の城壁、決して恃むに足らざるなり、而してこの大工事に費したる勞力と材料との總額は、果して幾何なりしや、またその阿房宮は如何、幾百の宮殿、驪山の北より咸陽に走り、嶼々として數十里の間に亘り、渭樊の二川は流れ入りて、禁苑の觀を添ふ、結構の廣大偉麗なる、實に觀者をして驚嘆せしむるものあり、かゝる建築は、元と或は天子の威光を増加せんと、目的に出たると、亦た無用の土木に非ずや、戰亂緩かに已み、人民未だ其生を安んぜざるに、人主先づ豪奢の舉動を爲すは、獨り蒼生の怨府となるべきのみ、而してこの廣大ある造營の爲めに、徒を役すると、七十餘萬人の多きに及びたりと云ふ。

豈に管だ之のみならむや、始皇帝三十四年、博士淳于越と云ふもの、當時の制度を非難するの言語ありしかば、丞相李斯乃ち上書して曰く、異時

諸侯並争、厚招遊學、今天下已定、法令出一、百姓當家、則力農工、士則學習、法令、今諸生不師今、而學古、非當世、惑亂黔首、聞令下、則各以其學議之、入則心非、出則巷議、如此弗禁、則主勢降乎上、黨與成乎下、臣請天下有藏詩書百家語者、皆詣守尉雜燒之、有偶語詩書者、棄市、以古非今者、族、所不去者、醫藥卜筮、種樹之書、若欲有學法令、以吏爲師、且畢竟李斯は專制主義の人にして、民は之に由らしむべし、之を知らしむべからずと云ふ説を固執したればこそ、かゝる暴言も出るなれ、始皇も亦同意見を持したれば、制して曰く可なりと、是に於てか天下有用の書籍、大半祝融の禍に罹りぬ、豈に當だ之のみならむや、諸生等秦政府の處置に就き、種々民間に異論を立て、就中侯生、盧生と云ふ兩人の如き、大に始皇を譏議し、因て逃げ去りしかば、始皇之を聞て、怒ると甚しく、御史をして咸陽に在る諸生を糾問せしめ、兩人の連類、又は常に政府の非難を試むるもの等を捕ふると。

四百六十餘人の多きに至り、悉く之を坑殺したり、秦の政治此の如く、其れ甚だ壓制暴虐にして、生命財産の安全を奪ひたり、言論の自由を杜絶したり、知識の門戸を閉鎖したり、加之のみならず、政府の命令をして、善く行なわれしめんが爲めには、嚴酷なる刑罰を人民に科したり、梟首、體解、車裂はさらなり、三族を誅するともあり、五刑を具へて腰斬するとも亦之れあり、夫れかゝる壓制暴虐は天下人民の能く堪へ得る所なるべきや、抑も秦の政府たる、六國の政府を討滅したる程の強盛なる政府あり、中央集權の制度十分既に立ち、地方にては勢力あるものを見ず、兵器の如きも亦た悉く咸陽に没収せられたれば、人民唯だ怨恨を積むのみにて、復た奈何んともすると能はず、實に始皇の時は、古今萬國に於て最も有力なる專制政府と稱すべく、其人の剛愎自用あるまた勵精にして、萬機の衝に當り、大小の政務皆己れに決し、衡石を

以て書を量り、日夜休息の暇なき等は、正さに彼の普魯士の弗勒徳力大
 王にも比すべからむ。されば人民内心には怒れども、口外には之を出す
 と能はず、天地慘憺として始皇の一代を經過せり。
 されば天下の鬱結散せざる、不平の氣は常に爆發すべき火口を求めつ
 るあるなり。始皇の後たるもの豈に難からずや。既に述べたるが如く、始
 皇の爲し、所は悉く社會の希望に背き、萬人の心を離し、黒雲墨を翻へ
 し、暴雨將に至らんとす、危機一髪、岌々乎たり。始皇に繼で立つもの、非常
 なる賢明慈仁の君主にして、然る後始めて辛うじてこの形勢を挽回し、
 人心を壓服し、無事なる世態を現出せしめ得べき次第あるに、始皇を承
 くるに、二世皇帝の闇愚を以てせり。固より小人の常として、一國の政治
 向きとは、度外に抛擲して毫も顧みることなく、只管耳目の慾、口腹の慾を
 充さんとにのみ注意せしかば、宦官の趙高と云ふもの、專ら事を用ゆ

るに至り、秦の政府重きを失なひ、土木の愈興り、賦歛は愈加はり、法律は
 益刻深となり、故舊の臣全きを得ず、阿諛陷媚のもの朝廷に横行し、公族
 大臣の輩も枕を高くして眠ると能はざりき。されば是に至りては、天下
 不平の徒黙々として手を束ね、際限なき壓制の下に呻吟し居るを得ず。
 乃ち革命の先導者として現はれ出でたるものを、戍卒陳勝、吳廣と爲す。
 この二人木を斬り、竿を掲げ、天下に呼號し、公子扶蘇、項燕と詐稱し、自立
 して王となり、國を張楚と曰へり。爾後海内益蠢起し、秦の祖先が雪霜を
 蒙ひり、矢石を冒して、寸攘尺取したる所の土地復た四分五裂の狀を呈
 し、陳人武臣は、自立して趙王を爲り、張耳、陳餘之を佐け、齊人田儼は、自立
 して齊王と爲り、魏公子咎は、周市に擁立せられて魏王と爲り、趙將韓廣
 は、自立して燕王と爲り、而して劉邦は沛に起り、蕭何、曹參と共に沛の子
 弟三千人を擧げ、項梁は兄の子項籍と共に、吳中の兵八千人を起したり。

是時に當り秦の政府は、上に怠惰放恣なる愚主あり、下に鹿を指して馬と爲すの奸臣あり、逆謀終に望夷宮に發し、二世皇帝、王たらんと欲するも許されず、侯たらんと欲するも許されず、妻子と與に黔首たらんと欲するも亦得べからず、公子嬰繼で天子と爲りたり、是より先き項梁は、居鄆の人、范增の言に従ひ、楚の懷王の孫心を立て、楚の懷王と爲し、以て人民の衆望を收めしが、幾ばくもなく項梁、秦の將章邯の爲めに敗られて戦没せり、項羽因て奮て關中に攻め入らんと欲せしも、懷王は之を抑へて、沛公劉邦をして關に向はしめぬ、劉邦長者の節を以て、到る處秦兵を破り、進んで霸上に至りしが、秦王王子嬰素車白馬にして、軹道の傍に降を納る、秦の苛法乃ち跡を絶ち、法三章の約束斯に成れり、之を我紀元四百五十五年の事と爲す。

然るに項羽は鉅鹿の戰に英名を擧げ、諸侯の上將軍と爲りしより、天下

復た已れに敵するものなしと思ひ、秦の滅亡後懷王は吾家の立てし所なりとて、其號令を奉せず、外面は之を尊んで義帝と爲し、江南に徙して彬に都せしめ、已れは梁楚の地を領し、西楚の霸王と號し、都を彭城に定め、その勢力一時の間は懾々として、向ひ還づく可からず、沛公の如きも、尙ほろの關中に王たるべき權利を主張すると能はず、唯々として其命に従ひ、巴蜀漢中の地に甘んせざるべからざる程なりき、さればこの際項羽の地位は、恰かも天下一統の主權者たるが如き有様にして、王侯の易置廢立、一にその意の欲する所ならざるはなく、乃ち關中を三分して秦の降將三人を封じ、章邯を雍王、司馬欣を塞王、董翳を翟王と爲し、魏王豹を徙して、西魏王と爲し、趙王歇を徙して、代王と爲し、燕王廣を徙して、遼東王と爲し、齊王市を徙して、膠東王と爲し、また新たに諸侯を建て、申陽を河南王、司馬卬を殷王、張耳を常山王、英布を九江王、吳芮を衡山王、共

敖を臨江王、臧荼を燕王、田都を齊王、田安を濟北王と爲しけり。秦亡びけるも、社會の尙は未だ太平の運に向ふと能はずして、間もなく楚漢争衡の世の中となり、四年間の戦起れり。漢王劉邦の巴蜀漢中の地を以て根據と爲し、内治を整頓し、糧食を蓄積し、將士を撰擇し、兵卒を訓練し、漸次進取擴張の策を講じ、手始めとして先づ關中に打ち入り、雍王章邯を殺し、塞王司馬欣、翟王董翳を降しけるに、折しも項王益驕慢にして、義帝を江中に弑するの變ありしかば、漢王に向ひて、此上もなき良口實を與へ、漢王の軍乃ち義兵の名を負ひ、魏を定め、趙を破り、燕を降し、齊を滅ぼす等の諸功績を成し遂げたり。されど項羽の勢力の尙は容易に壓し得べからず、漢王も之が爲めに彭城に敗れ、滎陽に圍まれ、また井阜に走りたりしが、羽の褊狹なる一の范増を用ゐると能はず。漢王の方の政治家に蕭何あり、謀略家に張良、陳平あり、説客に隨何、酈食其あり、軍

將に韓信、鮪布、彭越あり、漢の軍ハ敗るゝ毎に氣益奮ひ、楚の兵ハ勝つ毎に勢益盛まり、垓下の二戰、羽全く敗れ、二十餘騎と共に逃走せしかども、天命終に窮まり、烏江の船渡長く、千古英雄の恨を訴ふ。之を我紀元四百五十九年の事と爲す。是に於て楚漢の争衡終りを告げ、漢王皇帝の位に即きたり。

第二期

第二小期 前漢の時代

神武紀元四百五十四年より六百八十四年に至る

秦無道にして人心を失なひ、山東の豪傑並び起て、鹿を中原に逐ふに當りてや、劉邦泗上の亭長を以て、須臾に赫然群雄の間に頭角を露はし、猛士は林の如く、謀臣は雨の如く、馬上に在ると八歳にして、終に漢家數百年の基業を開き、乃ち齊人龔敬の言に従ひ、都を長安に定めたり。高帝の國を建るや、周秦の制度を折衷して、一種の政体を創めたり。さればその即位の初めに於て、三等の爵を設け、或は王と爲し、或は列侯と爲したる者、數多ありしが、其中異姓の功臣にて王に封せられしは、概ね皆希世の英傑、高帝の之を御するに困難を感ずる所のものたり。されば此等の諸王にして存在する以上、漢家の安寧或は爲めに妨害せらるゝに至らむも知るべからざるに因り、斯に意を用ゐて善後策を講せざる間

は高帝決して枕を高くして、永眠に就くと能はざるなり。是に於てか謀叛若くは失策等種々なる口實を假りて、楚王韓信、梁王彭越、淮南王黥布は勿論、其他韓王信、燕王臧荼、趙王敖等悉く之を誅滅し、異姓諸王にて存するものは、長沙王吳芮一人のみとなるに至れり。かゝる殘忍なる處置は、一部分高帝の猜忌心深きより起りしと疑ひなしと雖とも、亦た主としてその國家百年の長計を思ふに出でたるを考へなば、天下後世の評論幾分か之を恕せざるべからずとす。

高帝は斯くして異姓諸王を誅滅すると同時に、子弟を各地に封じて、藩國を建て以て漢家將來の羽翼と爲したり。即ち劉氏の王たるもの、其數九、曰く楚王、曰く代王、曰く齊王、曰く淮南王、曰く趙王、曰く梁王、曰く淮陽王、曰く吳王、曰く燕王。是にして楚の元王交は高帝の弟あり、代王喜は高帝の兄なり、齊の悼惠王肥、淮南の厲王長、趙の隱王如意、梁王恢、淮陽王友、

ひ燕の靈王建は共に皆高帝の子なり、吳王濞は高帝の兄の子あり。此等の藩國は何れも宮室百官、天子と其制を同じくし、その大なる者は數州數郡に跨がり、連城數十を有し、その小なる者も亦た數縣に下らず。列侯と云ふは諸王の下に位し、其數百有餘あり、縣若くは邑を食み、大侯と雖ども小ある藩國の五六分の一に過ぎず。されど子々孫々その土地と人民との所有權を世襲するに至りては、藩國に異ならずとす。而して天子湯沐の邑六郡、河東、河南、河内、東郡、潁川、南陽、中央政府直轄の地十五郡あり、此等は皆守尉なる地方官を置き、之を治めしめたり。されば當時の制度たる、封建郡縣並行のもの、稱すべきなり。

漢は劉氏帝堯の後なり、秦を滅ばし、楚を平らげ、天下を一統したり。凡そ十一世、二百七年にして、王莽の爲めに天子の位を奪はれ、王室一隅に屏息するに至りぬ。但し本誓にては、王莽の篡立より後漢の勃興に至るま

でも合せて、前漢の時代中に算入したると知るべし。漢の帝系を述べれば左の如し。

(一) 太祖高皇帝名は邦 在王位四年在帝位八年

(二) 孝惠皇帝名は盈 高帝の子 在位七年

惠帝崩じたる後、太后呂氏朝に臨み制を稱し、政權を専ばらにすると八年、その間劉氏の正統に非ざる少帝二人、(一は名詳かならず、二は名を弘と云ふ)を立て、漢祚殆んど危かりき。

(三) 太宗孝文皇帝名は恒 高帝の子 在位二十三年 即位の後、十七年を以て、後元年と爲したり。

(四) 孝景皇帝名は啓 文帝の子 在位十六年 即位の後、八年を以て中元年と爲し、また其後七年を以て、後元年と爲したり。

(五) 世宗孝武皇帝名は徹 景帝の子 在位五十四年 此帝の時、始めて

年號の制を設く。改元十一、曰く建元(六年)曰く元光(六年)曰く元朔(六年)曰く元狩(六年)曰く元鼎(六年)曰く元封(六年)曰く太初(四年)曰く天漢(四年)曰く太始(四年)曰く征和(四年)曰く後元(二年)

(六) 孝昭皇帝名は弗陵 武帝の子 在位十三年 改元三、曰く始元(六年)曰く元鳳(六年)曰く元平(二年)

(七) 中宗孝宣皇帝名は詢 武帝の曾孫 在位二十五年 改元七、曰く本始(四年)曰く地節(四年)曰く元康(四年)曰く神爵(四年)曰く五鳳(四年)曰く甘露(四年)曰く黄龍(二年)

- (八) 孝元皇帝名ハ爽
宣帝の子 在位十六年 改元四、曰く初元(五年)曰く永光(五年)曰く建昭(五年)曰く竟寧(二年)
 - (九) 孝成皇帝名ハ懿
元帝の子 在位二十六年 改元七、曰く建始(四年)曰く河平(四年)曰く陽朔(四年)曰く鴻嘉(四年)曰く永始(四年)曰く元延(四年)曰く綏和(二年)
 - (十) 孝哀皇帝名ハ欣
成帝の子 在位六年 改元二、曰く建平(四年)曰く元壽(二年)
 - (十一) 孝平皇帝名ハ衍
元帝の孫 在位五年 改元一、曰く元始(五年)
- さて高帝は元來一の武人にして、固より學問熱心には非ざりしも、即位の後、亦た善く意を文治に用ゐ、叔孫通をして朝儀を制せしめ、また陸賈をして新語十二篇を著はさしめ、以て政務の參考に供したり。惠帝の世に至りては、是れ社會事物の整頓を務め、人民の安寧を計るべき時に

しあれば、一に清淨を以て、施政の要と爲し、宰相を尊禮し、親王を優待し、人民の孝弟方田にて顯はるるものあれば、之を擧げ用ゐ、法律の社會に害毒を興ふべきものあれば、一切之を除き去り、また秦の時代に定められたる挾書の律は、之を廢し、以て學術研究の自由を開きけり。

然るにこの際、王室の内部に於て、一の禍機破裂したり、呂氏の變是れなり。夫れ呂氏の高帝を助けて天下を定めたるは、猶ほ我朝平政子の頼朝を佐けて覇業を成したるか如く、その功實に多く、從ひて漢の天下に對して權利を有すると大なりとす。されば將相大臣の之を恐れたるは言ふまでもなく、高帝と雖ども亦た之を懼かれり。高帝崩して、惠帝幼弱なりければ、呂氏之に乗じて、漸く政治上に干渉し、惠帝崩するの後は、他人の子を取りて、惠帝の子なりと稱し、之を立つると、二代に及び、其間呂氏は十分にその權力を擴張し、隨意に大臣將相を黜陟し、高帝の盟誓に背

諸侯跋扈

(五三一)

前漢の時代

の結果として、漸く文藝の發達を促がし、學者政治家等往々世に出でたるを見る。賈誼、龍錯等の如きは是れなり。

然れどもかゝる太平も間もなく破るゝに至りける。是非なけれ。願ふに前時高帝の封建したる諸王は、内大臣の專横を制し、外諸侯の逆意を拒ぎ、漢室に取りて大なる役立を爲し、が如くなれども、其初め高帝は、豫じめ此等の諸王を掣肘すべき方略を講ずると、十分ならざりしに由り、族藉益遠ざかり、親愛の情次第に薄らぐに從ひ、古の藩屏も今の讎敵となるは、是れ亦た自然の勢にして、周の時代既に然る所なれば、文帝の世に在りて、既に往々諸王跋扈の兆候を現はし、濟北王興居の反あり、淮南厲王長の乱あり、また吳王濞は天下の亡命者を招き集め、豫章の銅を採りて鐵を鑄、海水を煮て鹽を爲り、國用饒足、漸く中央政府の命令を奉せず、其他齊楚の二國も、強僭するに至れり。是を以て賈誼、龍錯等頻り

支那の歴史

(四三一)

きて諸呂を王とし、また高帝の封したる藩國を絶滅し、其他同族の輩をして南北軍に將たらしむる等、專恣なる舉動にして足らず。是に於てか劉氏の勢非常に危く、絶えざるを帶の如くなりしが、大后の崩するに及び、齊王襄外に兵を擧げ、朱虛侯劉章内に之に應じ、陳平、周勃相謀りて呂氏の兵權を奪ひ、諸呂誅に就きて王室の患乃ち已みぬ。高帝の建て置かれたる藩國、善くするの目的を成し、遂げたるは、此時の事にこそ。

呂氏の難定まり、群臣代王恒を迎へて、帝位に即かしむ。之を文帝と爲す。帝の政を爲すや、專ばら仁儉を事とし、或は肉刑を除き、三族の刑を去り、或は賑窮養老の令を定め、或は四方の貢賦を止め、或は民庶の田租を減じ、或は誹謗妖言の法を廢して、言路を開通し、或は親耕桑の禮儀を具へて、天下に率先し、宮室苑囿増す所なく、車騎服御加ふる所なし。從ひて當時の吏民皆質樸重厚の風に化せられて、海内殷富なりき。この治平安寧

(支那)

(六三一)

支那の歴史

に藩國強大の弊を説き、人主の反省を望み、殊に買誼の如きは、其治安策中痛哭を爲すべき一條に痛論して曰く、欲天下之治安、莫若衆建諸侯而少其力、力少則易使、以義國小則亡、邪心令海内之勢如身之使臂、臂之使指、莫不制從、諸侯之君莫敢有異心、輻輳並進、而歸命天子下無背畔之心、上無誅伐之志、法立而不犯、令行而不逆、臥赤子於天下之上、而安植遺腹朝委裘、而天下不亂、陛下誰憚而久不爲此、天下之勢方病大瘡、一脛之大幾如股、一指之大幾如股、平居不可屈伸、失今不治、必爲痼疾、後雖有扁鵲、不能爲己、可爲痛器者此也、とされど文帝の人と爲り、平和を好める君なりしかば、買誼、鼂錯等の言を理ありとせざるに非ざれども、齊を分ちて六國と爲し、勢力を削減しける等一二事の外、諸侯王の強大なる弊を矯正せんが爲めに、英斷の處置に出でしと云ふことを聞かず、景帝嗣で立つに及び、當時諸侯王の勢力益々盛んにして、往々帝室を陵侮するの舉動ありしかば、

前漢の時代

(七三一)

御史大夫鼂錯帝に説くに、其地を削るも亦た反し、削らざるも亦た反せん、唯だ反に遲速あり、利害之に伴ふほどの意を以てせしかば、帝其議に従ひ、諸王の罪あるを名とし、先づ楚趙各一郡を削り、次に膠西の六縣を削り、進んで吳の會稽、豫章二郡を削らむとするに及び、吳王遂に反し、膠西、膠東、菑川、濟南、楚、趙皆之に應じて兵を起し、天下一時の間は騒然たりしも、文帝の餘澤未だ衰へず、民心漢室を戴くと深く、將明らかにならば、幾ばくもなく、七國の乱を戡定し、治平の世に回復するを得たり。景帝は刻薄にして恩少なく、蒼鷹の稱ある郅都を用ひて、列侯宗室の膽を寒からしめ、妄りに薄皇后及び栗太子を廢し、無罪なる周亞夫を獄中に殺したる等の如き所行ありしと雖ども、亦た刑獄の際に於て尤も意を用ひ、笞箠を減するの法を定め、裁判、寛を先にするの詔を發し、且節儉愛民を主とし、三十分一の税制を布き、二千石を戒めて地方の事務に屬

精せしむる等の善政ありけるに由り、七國の乱後は國家無事、人毎に給し家毎に足り、太倉の粟は紅腐して食ふべからず、京師の錢は貫朽ちて枝すべからずと云ふ程なりき。従ひて文選次第に勃興し、武帝の時に至りては、非常なる隆盛の域に達し、儒學文章材智の士彬彬として輩出し、董仲舒、公孫弘、轅固、莊助、兒寬、孔安國、朱買臣、吾丘壽王、司馬相如、東方朔、枚舉、終軍等一々枚舉するに暇あらず。蓋し當時は文景の際より、行あはれたる對策法を改良して、大に賢良方正直言極諫の士を網羅したり。この對策法たる、固より請託の門を杜ぢ、徳伴の途を塞ぎ、不學無術の輩が政府に入るのを防ぐ所以のものに相違なきも、往々幾多の弊害なきを保すると能はず。殊に武帝の對策法は、専ばら儒道を主とし、一概に他の學術を排斥するものなるに由り、勢ひ智力上の競争を滅絶するの憂ありとす。まして支那の如き專制國に

在りては、萬民の仰望する所、一に政府に係るが上に、官吏を除きては、立身出世の區域極めて狹隘なる有様にしあれば、一層人智の發達を妨害すると甚しとす。爾來支那の官吏登庸法は、大抵漢の舊を襲ひ、孔孟流の學術をのみ獎勵し、智力上の競争を弱められたるは、支那の開化、世界に於て尤も早き部類なるにも拘はらず、社會の進歩常に至りて遲緩なる状態に存するなれ。抑も當時は實に廟堂の上、政事文學に長ずるもの輻輳したる世にして、その盛んなると前漢第一とも稱すべく、加ふるに文景の際、國家豊富にして、都鄙康庾皆滿ち、府庫貲財を餘すと云ふ後を承けたるとされれば、素より雄才大畧の武帝、驕慢の念之が爲めに増長し、外は武威の擴張に力を盡し、内は神仙土木の徒費を事とするに至れり。是より先き、高帝匈奴を征服せんと欲しけるに、却て白登の難あり因て

幣を厚くし、辭を低くして、和親を講じたり。其後匈奴屢入寇して已まざりしも、文景の時、人民を苦しむるを欲せず、務めて平和なる主義に出でられければ、彼益漢の與みし易きを思ひ、武帝の時にも邊境に侵し來り、勢を振ひて、傍若無人なり。武帝乃ち復讎の舉を企て、尙は漢の兵力を四方に示さんと欲したり。之が將軍には、衛青、霍去病及び李廣利等あり、數々匈奴を征伐し、漠南の王庭を空しくし、地を斥き、郡縣を立て、受降城を置き、西は數百里外の大宛地方を蹂躙して、波斯、印度等と交通を開き、東は朝鮮を撃ちて、四郡を置き、南は越を平けて、九郡を置く、等軍旅歲に起り、兵連なりて解けず、元々役に困しみけり。加之ならず、帝は丹砂、黄金の術を信じ、不死の説に迷ひ、文成、五利相繼で用ゐられ、巡狩、虛歲、封禪、頻りに起り、また神仙の樓居を好むと聞き、大に宮觀を營ぎ、柏梁臺を築き、蜚廉、桂館、通天臺、作り、其他首山宮、建

章宮、神明臺、明光宮等何れも皆侈麗を極めざるはなし。夫れ此の如く、外には征伐の師絶せず、内には土木の事頻々たり、是を以て漢家數十年の蓄積も一朝に盡き、他に支給の道なく、財政困難の場合に際せしかば、舊來の租税以外、新たに收入の源を開き、鹽鐵官を置き、榷酤の法を設けて、鹽鐵及び酒の利益を官に取り上げ、鑄錢、舟車の類には、算税を賦課し、尙ほ武功、爵十七級を設け、民をして之を買ひ、依りて以て罪過の赦免を受くるを得せしめ、鹿皮、幣、白金を造り、以て官の融通に供し、また均輸、平準の法を創めて、官自から諸般の商業に従事する等、財政の困難を救済するに於て、種々ある策を運らしたり。都て此等收利の工夫を爲すものには、張湯あり、孔僅、桑弘羊の徒あり。さればかゝる施政は直接に又間接に人民の利益を奪ふと甚しく、天下は騷然として、盜賊四方に起るに至りしが、同時に巫蠱の禍ありて、京師血を流し、僞尸數萬

戻太子無辜に亡びて、田千秋の言大に帝の心を動かしたり、社會の穢からざるに、加へてこの家内の變事ありしかば、帝の雄志妄想も漸く消滅し、末年輪臺屯田の議を罷め、方士の爲めに欺罔せられたるを悟り、詔を下して深く既往狂悖の所行を悔むたり。漢の纒かに亡秦の續と爲らざりしものは、全く此に之れ由れるなり。

是より先き、文景以來政府意を用ひて、諸侯の勢力を減削せんとに從事したれば、その結果として諸侯は遂に一の富豪家と異あるとあきに至りけり。漢書諸侯王表に云ふあり曰く、諸侯原本以大末流溢以致溢、小者淫荒越法、大者睚眦橫逆、以害身喪國。故文帝采賈生之議、分齊趙、景帝用鼂錯之計、削吳楚、武帝施主父之冊、下推恩之令、使諸侯王得分戶邑以封子弟、不行黜陟、而藩國自析。自此以來、齊分爲七、(齊、城陽、濟北、濟南、博川)趙分爲六、(趙、平原、真定、中山)梁分爲五、(梁、濟南、東、山陽)淮南分爲三、(淮南、衡山、廬)皇子

始立者、大國不過十餘城、長沙燕代、雖有舊名、皆亡南北邊矣。景遭七國之難、抑損諸侯、滅黜其官、武有衡山淮南之謀、作左官之律、設附益之法、諸侯惟得衣食稅租、不與政事、と蓋し列侯を京師に留めて、其國に就かしめず、またその諸官皆中央政府より之を任命する等、諸侯の權を壓する所以の法も、此際に設けられたるものと思はる。

かくして諸侯の勢力は弱小となり、地方は復た顧慮するに足らざる次第となりたりとも、中央政府の内部に、王室の害物、漸く萌芽を發するに至れるを奈何んせん。昭帝の皇后は上官安の女なり、是を以て上官安及び其父上官桀の兩人、朝廷の上に横行し、當時霍光武帝より託孤の命を受けて、少主を輔け、權力盛んなるを惡み、昭帝の姉、鄂國蓋長公主、帝の兄、燕王旦、御史大夫桑弘羊等と心を合せ、竊に忠誠無二の大將軍を除き、不軌を謀りしが、事漏れて、桀、安、弘羊等、宗族と共に誅に就き、蓋主及び旦

皆自殺しけり。この際より霍氏の子弟親戚政府に満ち、黨與極めて多く、加ふるに光の少女成君は宣帝の皇后となりければ、光卒するの後、霍氏は漸く驕奢放恣に流れ、宣帝の稍々抑制の處置に出でられたるや、乃ち反を謀り、宗族悉く誅せられ、皇后も亦坐して廢せられぬ。

宣帝は閭閻より起り、備さに民事の艱難を知れるを以て、勵精治を爲し、樞機周密なり。その宰相には魏相、丙吉等の賢者あり、用ゆる所の百司皆善く其人を得たり。殊に地方官の任命に、最も意を注ぎ、刺史守相の類を拜する際には、必らず親しく見聞を遂げざるなし。常に曰く、民所以安其田里而無歎息愁恨之聲者、政平訟理也。與我共此者、其惟良二千石乎。と二千石とは刺史守相の如き地方官の俸額なり。故に二千石にして治理の效あれば、輒ち璽書を下して之を賞美し、秩を増じ金を賜ふと差あり、朝廷の公卿缺くるとあれば、地方官の成績優等なるものを選び、次を以

て之を用ゐたり。是に於てか牧民の良吏、續々として現はれ、北海の太守には朱邑あり、渤海の太守には龔遂あり、京兆の尹には趙廣漢あり、右扶風には尹翁歸あり、左馮翊には韓延壽あり、潁川の太守には黃霸あり、帝は實に漢室中興の英主にして、信賞必罰、名實を綜核し、直言を求め、租賦を除き、上下相安んじて、苟且の意あるとなし。是を以て吏は其職に稱ひ、民は其業を樂しみ、帝一代の間、曾て臣下權柄を弄するが如き政治上の弊害を見ず。獨り之のみならざるあり、匈奴の衰乱に遇ひ、威を北方に申べ、單于は義を慕ひ、稽首して藩と稱し、また六藝を講論し、茂才を招選し、蕭望之、梁丘賀、夏侯勝、韋玄成、嚴彭祖、尹更始は儒術を以て進み、劉向、王褒は文章を以て顯はれたり。

然るに其子元帝の位に即くに及びては、人を知るの明なく、儒説に拘泥して、大に先帝の法を改め、また疾病多く、政事を親らせざりしかば、百度

廢弛し、賞罰宜しきを失なひ、弘恭、石顯の如き宦官遂に事を執り、權を專
 ばらにし、賢臣蕭望之を讒殺するに至れり。この宦官と云ふは、武帝の末
 年に李延年始めて少しく政治上に與かりしも、昭宣二帝の間は、全く宮
 内に屈息して、毫も頭を擧げざりき。是に至りて、元帝の優柔不斷を機會
 とし、刑餘の廢徒外朝に跋扈し、勢力俄かに盛んにして、元帝の外は天下
 誰れ人も善くその奸惡なるを知ると雖ども、城狐社鼠、容易に之を排除
 すべからず。成帝立つに及び、この宦官の專横を抑へんと欲し、乃ち恃
 て以て之を制すべきものを求めたるに、獨り外戚王氏信任するに足る
 ものゝ如し、因りて元舅王鳳を以て大司馬大將軍と爲し、軍國の事を委
 ね、石顯等を廢黜したり。さをも漢室の政權、宦官の手を離れたりと雖ども、
 遂に又外戚の掌握する所となり、五舅(王譚、王商、王立、王根、王逢時)同日
 に列侯に封せられ、王氏一姓、朱輪華轂に乗ずるもの二十有三人、而して

當時儒者と稱し、賢者と呼ばるゝ所のもの、即ち杜欽、谷永の如き張禹、孔
 光の如き、亦皆寵祿を望み、富貴を苟くもし、其守る所を捨て、王氏に結
 托し、上は人王の明を遮蔽し、下は万民の心を籠絡したり。
 哀帝位に即くに及び、深く王氏の專横を惡み、主威を疆くして、以て武宣
 の業を追はんと欲し、大司馬王莽を罷めて、其第に就かしめたり。然れど
 もその用ゐたる所のものは、祖母丁氏、母傅氏の黨にして、傅、晏、丁、明の輩
 權を擅るまゝにし、外戚の專横に代はるに、外戚の專横を以てしたるに
 過ぎず。加ふるに帝は讒諂を寵信し、忠直を憎嫉し、鄭崇、王嘉等を殺し、上
 は傅后を崇び、下は董賢を嬖す、爲す所既に此の如し。武宣の業豈に望む
 べけんや。而して哀帝の崩後、王莽復た大司馬と爲り、母后の權に因りて
 百官の上に立ち、政柄を握り、固より漢の中外悉く微に、本末俱に弱きを
 知りければ、少しも忌憚する所なく、劉氏の天下を股掌の上に玩弄し、遂

に心不軌を包藏し、平帝を毒弑し、然る後孺子嬰を擁して假皇帝と爲れり。漢室斯に亡びたりと謂ふべし。時に我紀元六百六十六年なり。初め王莽大に天下の人望を收めんと欲し、事々物々に虚飾を旨とし、諸の賢良を聘して、以て椽吏と爲し、賞賜の邑錢は悉く以て士を享するの費に供へ、己を奉ずるには、専ばら儉約質素の風を主とし、人に接するに、偏へに謙遜辞讓の態を装ひしかば、世人は大抵見て、以て得難きの君子なりとし、古の聖賢に比したり。而してその平帝の際、漸く政を専ばらにするや、龔勝、邴漢は職を辞して去り、逢萌は冠を掛けて去り、梅福は家を棄てて隠るゝなど、此等の人々は、遂じめ莽の志を知り、未然を察したれども、凡庸の輩は悉く莽の術中に陥るゝ、加之ならず、當時の學者政治家と稱せられたるものも、大抵莽の政略に籠絡せられ、盛んに之が功徳を頌して、伊尹周公の再生と爲したりければ、孔光、馬宮等の如き、陳崇、張

竦及び太保、舜等の如き、皆然らざるなし。太立法言の筆者を以て、有名な楊雄は、法言の卒章に於て、莽の功徳、伊周に劣らざることを道ひ、また劇秦美新の文を作りて、以て莽を頌したり。その結果として、安漢公の尊號先づ現はれ、宰衡の大名次に加はり、九錫の策命後に下りぬ。王莽の平帝を弑して假皇帝と爲るや、劉崇及び翟義等兵を起して莽を討ちたり、軍敗れて皆之に死せりと雖ども、亦た人民の漢室を思ふもの絶ゆることを知るべし。其後幾ばくもなく、王莽は眞天子の位に即き、國を新と號し、始建國元年(我紀元六百七十年)孺子嬰を廢して定安公と爲しぬ。この際より王莽は種々なる改革を實行し、官爵を更定して、虞周の制に倣ひ、漢の諸侯王を廢して、悉く庶人と爲し、地名疆界を變じて、大に州郡を乱したるが、尙ほ古昔井田の法を回復して、人民の所有權を妨害し、屢錢貨を更造し、其價を増減して、經濟上に影響を及ぼし、六筭の

令を設けて、以て商賈の利益を剝奪する等、人民の難澁不便言はん方なく、政令煩多にして四方囂然たり。之に加ふるに北境は宣帝以來、數世の間煙火の警を見ざりしに、王莽は府庫の富を恃み、威を匈奴に立てんと欲し、之と難を構へしかば、百姓轉輸に困しみ、邊民或は死亡し、或は虜獲となり、野に暴骨多かりき。左なきだに、劉氏の餘澤未だ盡きず、人民の心を漢室に寄するもの尙ほ夥しきとなるに、今や王莽の施政は、一層天下の離叛心を刺衝したり。是に於てか、天下瓦解し、赤眉の兵起り、下江新市の兵起り、平林の兵起り、邯鄲の王郎、成紀の隗囂、成都の公孫述、等亦皆乱を煽動したり。就中漢の宗室、劉演及弟秀の軍勢、尤も強大にして、下江新市平林の兵皆之に附し、その諸將共に劉玄を立て、皇帝と爲す。更始將軍と稱するは是れなり。更始元年、劉秀、大に莽の兵を昆陽に破り、別將は進んで長安に入り、莽を誅し、首を傳へて更始に詣る。莽天子たると十五

年、改元するもの三、曰く始建國(五年)曰く天鳳(六年)曰く地皇(四年)假皇帝たりし年を合せて、十有八年とす。既にして劉演、更始の爲めに殺され、劉秀は威名日に盛にして、王郎を斬り、銅馬諸賊を撃ち、更始三年、遂に衆望に従ひ、皇帝の位に、鄴南に即き、建武と改元し、尋て車駕洛陽に入り、遂に之に都す。同時に赤眉の兵長安に入り、更始逃れ走りしかば、帝詔を下して、淮陽王に封じたり。之を我紀元六、百八十五年の事と爲す。

第一期

第三小期 後漢の時代

神武紀元六百八十五年より八百八十年に至る

後 漢 の 時 代 (三五一)

顧廻淵曰く王莽即眞窮凶極逆卯金鼎絶人民改代天下之謳吟思漢非一日矣文叔自以劉秀常爲天子而與兵白水以捕不道于時盜名字者不可勝數而秀乃除莽苛政一時攀龍附鳳之輩鱗集雲至莫不研精殫慮被甲躍馬以共嘘死灰於復燃とされば光武の配下には鄧禹馮異寇恂等數多の名士人材ありて兵鋒の向ふ所皆靡かざるはなく我紀元六百八十五年には遂に大衆に推されて皇帝の位に即けり然れども當時は群雄尙ほ諸方に勢を振ひしが幾ばくもなく馮異關中に入り赤眉を攻めて樊崇劉盆子降を納れ耿弇齊の地を平らげて張步欸を致し劉永彭寵は首を人奴に授け董憲龐萌は吳漢の爲めに斬られたり唯だ隗囂と公孫述とのみは隴西と巴蜀とに據り容易に制し難かりしも建武九年上親から馬援と

共に颯露を征伐し、同十二年吳漢、岑彭の二將、公孫述を擊破し、隴西巴蜀悉く平定し、是に於てか光武統一の業成就しけり。後漢は十三世、百九十六年にして、位を魏に譲れり、その帝系を述ぶれば左の如し。

- (一) 世祖光武皇帝名は秀 景帝の第十子、ある長沙定王發の後 在位三十三年 改元二、曰く建武、三十一年、曰く中元(二年) 洛陽に都す
- (二) 顯宗孝明皇帝名は莊 光武の子 在位十八年 改元一、曰く永平(十八年)
- (三) 肅宗孝章皇帝名は烜 明帝の子 在位十三年 改元三、曰く建初、八年、曰く元和、三年、曰く章和、二年
- (四) 孝和皇帝名は肇 章帝の子 在位十七年 改元二、曰く永元、十

六年、曰く元興、一年

- (五) 孝殤皇帝名は隆 和帝の子 在位一年 改元一、曰く延平、一年
- (六) 孝安皇帝名は祐 章帝の孫 在位十九年 改元五、曰く永初、七年、曰く元初、六年、曰く永寧、一年、曰く建光、一年、曰く延光、四年
- (七) 少帝名は懿 章帝の孫 在位不踰年
- (八) 孝順皇帝名は保 安帝の子 在位十九年 改元五、曰く永建、六年、曰く陽嘉、四年、曰く永和、六年、曰く漢安、二年、曰く建康、一年
- (九) 孝冲皇帝名は炳 順帝の子 在位一年 改元一、曰く永嘉、一年
- (十) 孝質皇帝名は續 章帝の曾孫 在位一年 改元二、曰く本初、一年

支那歴史

(一) 孝桓皇帝名は志

章帝の曾孫 在位二十一年 改元七、曰く建和(三年)曰く和平(一年)曰く元嘉(二年)曰く永興

(二) 孝靈皇帝名は宏

(二年)曰く永壽(三年)曰く延熹(九年)曰く永康(二年)章帝の玄孫 在位二十二年 改元四、曰く建寧(四年)曰く嘉平(六年)曰く光和(六年)曰く中平(六年)

(三) 孝獻皇帝名は協

靈帝の子 在位三十一年 改元三、曰く初平(四年)曰く興平(二年)曰く建安(二十五年)

光武を取りて、之を高帝に比せば、その河を渡りて、韓の苛政を除きたるは、正に關に入りて、秦の苛法を除きたると等しく、また恢廓大度、符高祖に合せたりとは、是れ馬援の光武に呈せる頌言なりき。而してその降者をして、蕭王赤心を推して、人の腹中に置く、安んぞ死を投せざるを得

んやと曰はしめ、終始功臣を保全し、復た任するに兵事を以てせず、皆列侯を以て第に就かしむる等に至りては、高帝に優ると遠しと謂ふべきなり。

後漢の時代

光武の既に天下を定めたるや、主として王權の鞏固と内治の改良とに心を傾ひけ、常に平和主義を守り、決して無益なる兵を起すが如きことを爲さず。是を以て、臧宮、馬武等、北匈奴の衰困に乗じ、之を攻め滅さんことを請ひしとき、帝之に報じて曰く、柔能く剛に勝ち、弱能く強に勝つと。西域諸國匈奴に迫まられ、屢漢の都護を求めしとき、帝之に報じて曰く、兵未だ出すと能はず。如し諸國、力心に従はざれば、東西南北自在なりと。帝の殊に力を用ゐられたるは、文教を隆盛にして、風俗を善美ならしめんとするに在り。されば大學を起し、學制を改良し、古典を稽へ、禮樂を脩明し、以て人才の養成を計りし上に、卓茂を封じ、侯霸を尊び、周黨の屈せざる

を賞し、嚴光の禮なきを咎めず、都てかゝる輩には優待厚遇を施こし、
かば、以來東漢の世には學者文人及び清節の士夥しく輩出するに至り
けり。

明帝の時に至りては、光武の平和主義に反して、兵威を外藩に播さんと
欲し、耿秉、竇固及び班超等をして西域を伐ち、鄯善、于寘、車師等を降し、因
て以て匈奴の勢力を挫き、乃ち西域都護、戊己校尉を置き、西北種族の鎮
壓に供へたり。是より邊境漸く多事となり、章帝の時には、西域の人攻め
て都護を殺し、匈奴また戊己校尉を圍む等、漢の損害を蒙むると夥しく、
遂に都護及び戊己校尉の官と廢したりしが、尙ほ班超の請求に従ひ、之
をして西域の征伐に従事せしめぬ。かく外藩との關係は煩雜に向ひた
れども、内治の有様は善く整頓し、王室も無事安泰にして、吏は其人を得、
民は其業を樂しみけり。また明帝、章帝の際には、制度典章、彬々として觀る

べく、天子親から學問、文藝の獎勵に盡力せられ、文運一時に隆盛の兆を
呈し、東平王蒼及び曹褒等の禮樂を定めたりしは、實にこの年代に在る
なり。

然るに王室に禍し、政治上に惡き影響を及ぼすべき、一の害物この際に
發生しけるこそ是非なけれ。初め光武帝は、哀平の世、王氏の專權横恣に
して、測るべからざる禍を王室に與へけるに鑑み、后妃の家は、侯に封せ
られ、政に預ることを得ず、と云ふの法を設けられ、外戚の權力を擅むま
にするに至ることを豫防せられ、而して明帝の嚴重にその遺法を實行せ
られしは、館陶公主が其子の爲めに、郎官を求めたるを拒絶せられたる
を以ても、觀るを得べきところなるが、章帝の世には、この法少しく弛み
皇后の兄、竇憲、宮掖の勢を恃み、漸く驕佚に流れ、章帝は國家棄憲、如孤雛
腐鼠耳、と曰ひ、その過を詰責せられたるとありしも、十分に之が制歴の

策を施さざりしかば、帝の崩後、漢室復た外戚の禍に罹れり。和帝の世に及び、竇憲の過を贖はんとて、遠く師を率ゐて匈奴の征伐を企て、塞を出ると數百里、燕然山に登り、中護軍班固に命じて、銘文を作り、石に刻し、功を勅せしめ、其功を以て歸りて大將軍と爲り、父子兄弟皆顯要を占め、朝廷に充滿し、驕縱至らざるなく、遂に逆を謀りしかば、帝之を知り、宦者鄧衆と議を定め、兵を聚めて、憲を誅したる後、鄧衆を大長秋と爲し、常に之と政事を計りたり。宦官の權を用ゆると此に始まる。是より其後、外戚宦官互に相交迭し、互に相擠排し、以て漢の朝廷を攪亂したり。安帝の時には、太后の兄鄧騭、策立の功を以て大將軍と爲り、太后崩じ、帝政事を親からし、鄧氏五侯皆廢せられて、庶人と爲り、鄧騭自殺しけるに及び、閻皇后兄弟事をを用ふる、兼て中常侍江京等内外を扇動し、競ひて侈虐を爲せり。帝崩するの後、太后朝に臨み、久しく國政を專ばらば

せんと欲し、閻顯等と策を禁中に定め、少帝懿を迎へ、之を立てしかば、中常侍孫程、王康等十九人聚り、謀りて、閻顯を誅し、閻太后を遷し、濟陰王を迎立したり。是れ即ち順帝にして、孫程等を封じて、列侯と爲し、十九侯の稱起る。順帝の時、皇后の父梁商、大將軍と爲り、幾ばくもなく死せしかば、其子梁冀、大將軍と爲り、弟不疑と共に朝政を左右し、凶恣日に積めり。梁氏外戚を以て事を用ゆると、凡て二十年、順帝、冲帝、質帝、桓帝の四代に亘り、一門の榮華、肩を並ぶるものなく、前後七侯、三皇后、六貴人、二大將軍、また公主に尙するもの三人、其餘卿將尹校五十有七人なり。質帝の冀を目して跋扈將軍と曰ひけるも、誤りに非ざることを知るべし。桓帝遂に宦者單超等と謀り、兵を以て冀の第を圍み、冀をして自殺せしめ、また梁氏少長を論せず、悉く之を棄市したる後、單超、徐璜、具瑗、左悺、唐衡の五人を封じて、列侯と爲しぬ。是より權勢專ばら、宦官に歸し、五侯尤も貪縱にして、内外

を傾動せり、かく外戚宦官代るく政柄を弄し、其間天子を苦しめ、朝廷を亂し、忠臣を陥るれ、良士を害したると、其幾何なるを知らず、上述の中唯た鄧騰頗ふる賢良の名ありと雖ども、亦たその權力を濫用して、當時の名士虞翻を惡み、之を陥るれんと欲せしが如きとあるを免れず、其餘の人々に至りて、何れも皆驕暴無惑、漢室の蠱毒とや曰はひ、關西孔子の稱ある楊震を構し、死に至らしめたるも此輩あり、餅中の毒を一天萬乗の君に進めたるも此輩なり、剛直を以て聞ゆる朱穆を壓ひ獄中に繋囚したるも此輩なり、要するに外戚宦官の罪惡は、天地に貫盈し、朝廷の空氣此輩の爲めに全く腐敗したり、是を以て張綱は州郡を巡行せずして、豺狼當道、安問狐狸と曰ひ、涿郡の崔寔は政論と著はして、自數世以來、政多恩貸、馭委其轡、馬駘其銜、四牡橫奔、皇路險傾と曰ひ、大學生劉陶等數千人、上書して、中官竊持國柄、手握王爵、口銜天憲と向ひ、忠直賢明の人、慷慨有志の徒は、常に口を極めて、外戚宦官の弊害を攻撃したるなり。

此の如く、廟堂の上には、外戚宦官と云ふ、一種不吉の階級、蟠據したるが爲めに、百事亂雜に流れ、綱紀全く頽弛に就き、政治上の弊害言ふに勝へざるものありと雖ども、又翻つて他方を觀察すれば、建武永平以來、養成せられたる智徳の進歩は、この際に至り、益著るしく、學者名士の社會に顯はるゝと、其數を知らず、此輩或は世の汚濁を憤どはり、其道を樂しみ、其節を守りて、仕官の途に就かざるもあり、或はその技倆の竟に埋没に歸せむとを遺憾とし、出で、地方官となり、以てその材器を試むるもありけり、是を以て蘇章、荀淑、陳寔、朱穆、劉寬、宗資、范滂、成瑨、岑暉、劉瓛、翟超、黃浮等は、良地方官を以て聞ゆる、徐穉、姜肱、仇香等は、仕へざるを以て、其志を高うしたり、太原の郭泰の如きは、吾夜觀乾象、晝察人事、天之所廢、不可支也、と曰ひ、官より有道に擧げられたりと雖ども、決して之に應せざりし。

さても梁冀既に誅せられて、五侯朝廷の上に横行するに至りぬ。然るに當時陳蕃太尉と爲り、李膺を以て司隸校尉と爲し、在朝在野の名士を團結し、その勢力を以て、宦官の跋扈を制せんと欲しければ、双方の軋轢日に甚しく、その結果遂に黨人の獄を生じたり。宦官人をして上書せしめ、李膺等太學の遊士を養ひ、共に徒黨を爲り、朝廷を誹訕し、風俗を壞乱すと告げしかば、桓帝震怒し、先づ膺等を北寺獄に下し、また杜密、陳寔、范滂等二百餘人を逮捕せり。陳蕃之を極諫せしかども、上策して之を免じ、百官悉く戰慄し、敢て復た黨人の爲めに言ふ者なかりしに、竇武の救解に依り、黨人二百餘人始めて赦に就き、但し終身仕官の路を杜絶せられたり。然れども社會の輿論は、一般に李膺等黨人に贊成を表し、種々の稱號を爲りて、其人物を標榜せり。そは即ち三君、八俊、八顧、八及、八厨等の名目にして、竇武、陳蕃、劉淑は三君と呼ぶる、その一世の宗とする所なるを言ふあり。

り、李膺、荀昱、杜密、王暢、劉祐、魏朗、趙典、朱寓は八俊と呼ばる、その人英なるを言ふあり。郭泰、范滂、尹勳、巴肅、宗慈、夏馥、蔡衍、羊陟は八顧と呼ばる、その能く徳行を以て人を引くを言ふなり。張儉、翟超、岑暉、苑康、劉表、陳翔、孔昱、檀敷は八及と呼ぶる、その能く人を導き、追宗せらるるを言ふなり。度尙、張邈、王孝、劉儒、胡母班、秦周、蕃嚮、王章は八厨と呼ばる、その能く利を以て人を救ふを言ふなり。既にして靈帝位に即き、竇武大將軍と爲り、陳蕃太傅と爲り、天下の名賢を徵すに及び、李膺、杜密等亦皆朝廷に列し、天下太平を想望せり。竇武、陳蕃等共に、宦官が國柄を操弄し、海内を濁乱するを以て、上奏して、曹節、王甫等を誅せむとを評議せしに、その謀泄れ、宦官等帝を要して、詔書を乞ひ、誣るに大逆を以てし、先づ陳蕃、竇武を殺し、次で李膺等を逮捕したり。この時黨人の獄中に死せしもの百餘人、死徒廢錮の罰に處せられたるもの又六七百人ありき。郭泰私かに痛みて曰く、詩

云人之云亡、邦國殄瘁、漢室滅矣、但未知膽烏爰止、于誰之屋耳。と
 朝廷の事既に此の如し、王室の尊嚴從ひて地を掃ひたり。漢の天下早晚
 革命の變に遭遇すべきは、智者を俟ちて知らざるなり。此時に當り、鉅鹿
 の張角妖術を以て愚民を煽動し、徒衆數十萬、凡て三十六方あり、靈帝の
 中平元年(我紀元八百四十四年)に、一時俱に蓋起し、皆黃巾を著て以て標
 識と爲し、所在に横行せしむば、四方響應するもの甚だ多し。皇甫嵩等力
 を盡して、この黃巾の賊を擊破したりと雖ども、是より州郡亂麻の如く、
 盜賊絶ゆるとなし。而してまた中央政府にては、靈帝の崩後、何進、袁紹等
 相謀りて、兵を勦し、諸宦者を捕へ、少長となく皆之を殺すと二千餘人に
 及びしかば、數十百年間、王室を苦しめ、人民を毒したりし、その妨害物も
 茲に一掃し了りけるが、幾ばくもなく董卓と云ふもの、洛陽に來り、恣ま
 るに帝王の廢立を行なひ、貪暴なる舉動を爲すに至れり。

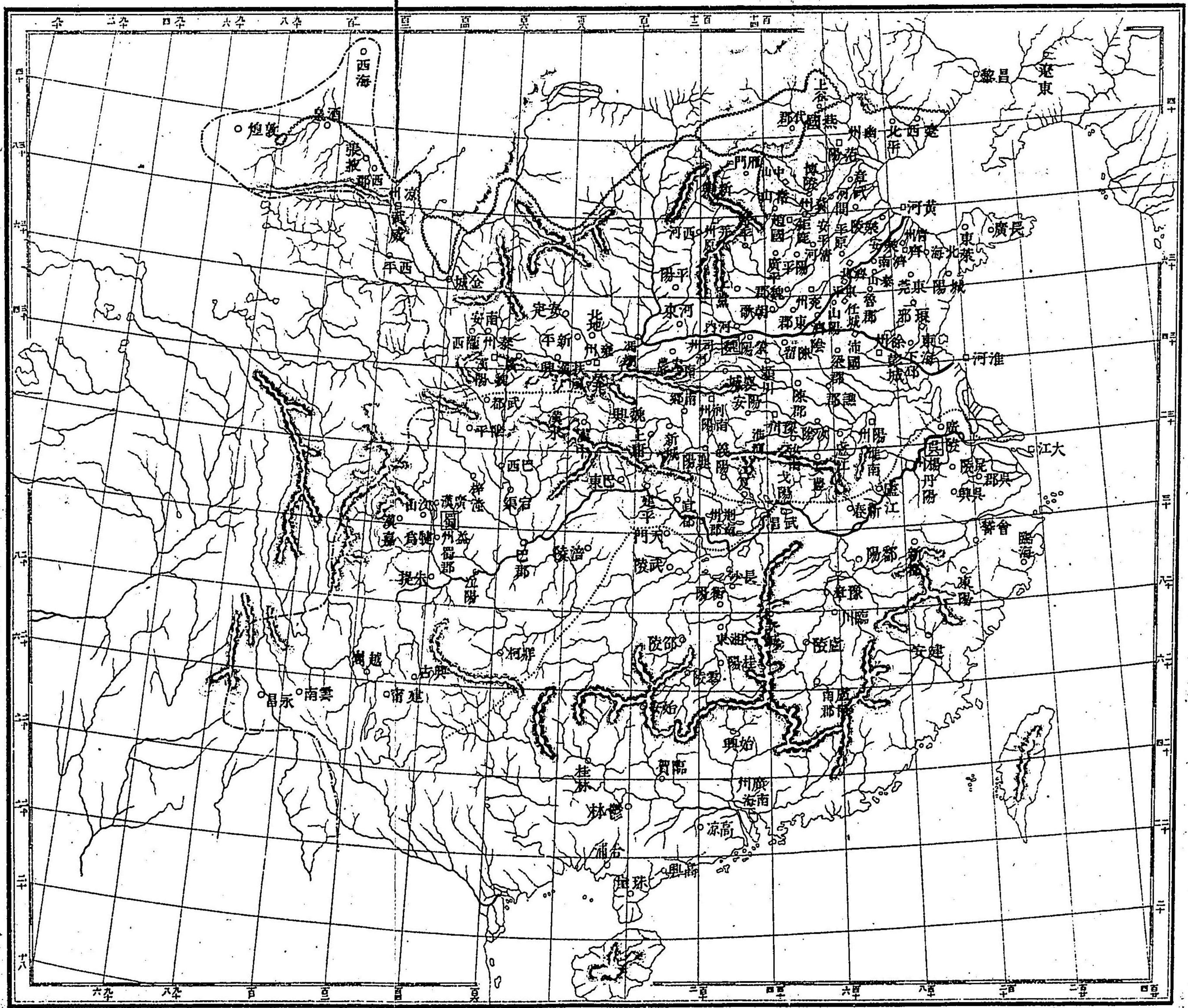
是に於てか袁紹、袁術、曹操、孫堅等の諸豪傑、兵を起して卓を討じ、其勢盛
 んにして當り難かりしかば、卓は洛陽の宮廟を焼き、都を長安に遷した
 り。既にして山東の諸將、相一致せず、各兵を引ゐて還りしが、其後司徒王
 允等、卓の將呂布を誘ひ、卓を殺し、卓の餘黨亦た王允等を殺し、關中大に
 亂れ、獻帝出でて洛陽に逃れぬ。この時荀彧と云ふもの、曹操に謂て曰く、
 昔晋文公納周襄王、而諸侯景從、漢高帝爲義帝縞素、而天下歸心、自天子蒙
 塵、將軍首倡義兵、徒以山東擾亂、未遑遠赴、今鑿輿旋軫、東京榛蕪、義士有存
 本之思、兆民懷感奮之哀、誠因此時、奉主上以從人望、大順也、乘至公以服天
 下、大略也、扶弘義以致英俊、大德也、四方雖有逆節、其何能爲、と曹操の言
 に從ひ、入朝して天子を許に遷し、漢室を擁し以て天下に號令したり。こ
 れ正に我國織田信長の群雄に先だちて、京師に入り、天子を挾んで四方
 を征討せし政略と異ならず、而してその根原と云ふべきは、即ち荀彧の

一言にぞありける。かくして曹操は勤王を名とし、各地に征討の師を出し、呂布を攻殺し、袁術を撃破し、冀州を伐ちて、袁紹敗死し、二子守ると能はず、荊州を征して、劉表の豚犬兒國を擧げ降を納れ、干戈の向ふ所之に敵するものなく、既に中原を定めて、鄴を根據とし、更に軍を進めて、江陵を下り、流に順ひて東するや、舳艫千里、旌旗は空を蔽ひ、阿瞞の眼中、この時大耳兒(劉備)と紫髯子(孫權)とを見ず、赤壁の一敗、兵鋒少しく挫折したりと雖ども、天下の大勢は畢竟操の掌裏に存せり。是より先き操は漢の丞相となり、また自立して魏公と爲り、九錫を加へ、遂に爵を進めて王と爲り、天子の車服を用ひ、出入に警蹕し、僭擬尤も甚しかりしが、獻帝の建安二十五年、曹操卒するに及び、子丕之に代り、帝に逼まりて天子の位を己に譲らしめ、帝を以て山陽公と爲したり。之を我紀元八百八十年の事と爲す。當時支那は

三分し孫權は江南に雄視し、劉備は巴蜀に蟠據し、各帶甲數十萬、勇臣謀將雲霞の如く、相持して下らず。三國の時代之より始まる。

支那歴史 (七〇)

三 國 圖



第二期

第四小期 三國の時代

神武紀元八百八十年より
九百四十年に至る

紀元八百八十年、魏王曹丕、獻帝を廢し、漢の天下を奪ひたり。是より先き、漢の帝室の冑、劉備は元と尺寸の地なく、袂を涿郡を投じて、大義を唱へ、呂布に降り、曹操に歸し、勢を袁紹に借り、また劉表の客と爲り、繼かに足を荆州の一部に納れ、而して英雄武を用ゐるの地なし。然れども百敗して、其志少しも折けず、伏龍(孔明)を左にし、鳳雛(龐統)を右にし、先づ天下三分の計を定め、然る後巴より蜀に入り、劉璋を襲ひて成都を取り、魏軍を破りて漢中を領し、自立して漢中王と爲れり。孫權は父孫堅、兄孫策の遺業を守り、張昭、周瑜等の輔佐を以て、江東を據有し、國險にして、民附き、皆て赤壁に魏軍八十萬を塵粉と爲し、以て奸雄の膽をして寒らしめ、勢力愈盛んに、基礎愈牢固と爲れり。而して三國の時代を以て、之を歐洲近

三國の時代

(一七一)

世に比するときは、魏の早く天子を擁し中原を定め、遂に帝位に即きたるは、猶ほ西班牙の査列斯王競争者を排し、入りて日耳曼皇帝とされるが如く、蜀の一方に偏在し、屢師を出して、魏と中原を争ひたるは、猶ほ佛國、フランス王、査列斯に戦を挑み、日耳曼皇帝の位を得んと欲したるが如く、また吳の境土擴張を務めずして、専ら意を基礎の鞏固に注ぎ、或は魏に與みし、或は蜀と和したるは、猶ほ英國の顯理王、權力の平均を維持せんと欲して、日佛の戦争に關係したるが如きなり。孫策の將に死せんとするや、弟權を呼び、代りて其衆を領せしめて曰く、江東の衆を擧げ、機を兩陣の間に決し、天下と衡を争ふは、卿我に如かず、賢に任じ、能を使ひ、各其心を盡さしめ、以て江東を保有するは、我卿に如かずと、孫權蓋し之を以て己の任と爲しとなり。

魏の曹氏、洛陽に都す。凡て五世、四十六年にして亡びぬ。時に我紀元九百

二十五年なり。

- (一) 高祖文皇帝名は丕 曹操の子 在位七年 改元一、曰く黃初(七年)
- (二) 烈祖明帝名は叡 文帝の子 在位十三年 改元三、曰く太和(六年) 年、曰く青龍(四年) 曰く景初(三年)
- (三) 廢帝邵陵厲公名は芳 文帝の姪 在位十五年 改元二、曰く正始(九年) 年、曰く嘉平(六年)
- (四) 廢帝名は髦 明帝の姪 在位六年 改元二、曰く正元(二年) 曰く甘露(五年)
- (五) 元皇帝名は奐 曹操の孫 在位五年 改元二、曰く景元(三年) 曰く咸熙(二年)

蜀は劉氏、我紀元八百八十一年帝位に即き、成都に都す。凡て二世、四十三年にして亡びぬ。時に我紀元九百二十三年なり。